

# 環境報告書

平成30年度版

(平成29年度実績報告)



各務原市

# 各務原市環境報告書もくじ

各務原市の概況	1
(1) 行政機構と事務分掌	
(2) 市民生活部環境室人員配置	
(3) 環境水道部29年度決算	
(4) 市民生活部環境室30年度予算	
(5) 総合計画目標及び実績	
第I編 環境保全	7
第1章 環境保全施策の総合的推進	
第1節 各務原市環境基本計画の推進	
第2節 各務原市地球温暖化対策地域推進計画	
第3節 各務原市地球温暖化対策実行計画	
第4節 各務原市環境基本計画市民推進本部	
第5節 各務原市環境市民会議	
第6節 環境保全協定（公害防止協定）	
第7節 環境啓発・環境学習	
第2章 環境の現状と対策	
第1節 大気環境	
第2節 水環境	
第3節 騒音・振動	
第4節 化学物質対策	
第5節 浄化槽の整備	
第6節 環境美化	
第7節 環境衛生	
第8節 公害	
第II編 廃棄物処理	42
第1章 平成30年度一般廃棄物処理計画	
第1節 事業年度	
第2節 一般廃棄物の排出状況	
第3節 ごみ処理計画	
第2章 ごみ処理事業	
第1節 処理の現状	
第2節 ごみ処理単価	
第3節 収集処理実績	
第4節 3Rへの取組み・広報啓発活動	
第3章 し尿処理	
第1節 処理実績	
平成29年度 環境トピックス	52
全体評価(主要施策の実施状況と評価)	50

# 各務原市の概況

本市は、市北部に連なる丘陵地帯、南部に大河木曾川、その間を東部に大安寺川、西部に新境川が流れる楕円形の地勢で、人々が住むに最適の環境にあります。

また、濃尾平野の北部、岐阜県の南部に位置し、平成 16 年 11 月には、羽島郡川島町との合併により面積 87.81k m<sup>2</sup>、人口約 15 万人を持つ都市となりました。

隣接する関市との境に連なる各務原アルプスと呼ばれる市北部の丘陵地帯は、濃尾平野の北端に位置し、広く木曾川から伊勢湾に及ぶ雄大な眺望を誇ります。また、古来、地域に豊かな恵みをもたらす母なる川、木曾川に育まれてきた各務原台地や扇状地などでは豊かな地下水に恵まれ、人々の生活を潤すとともに多様な自然が四季折々美しく風景を彩ります。

また本市は、中部都市圏の中心の名古屋市へ 30km、岐阜市へ 8km 圏内に位置し、東海北陸自動車道・岐阜各務原インターチェンジを介して名古屋まで約 30 分、富山方面へ約 2 時間 30 分とアクセスに優れています。また、東西に JR 高山本線、名鉄各務原線、国道 21 号が走るほか、南北に主要地方道江南関線が通り基幹交通網を形成しています。



(平成 30 年 6 月 1 日現在)

- 総人口 : 148,038 人
- (男) : 73,157 人
- (女) : 74,881 人
- 世帯数 : 59,270 世帯

(1) 行政機構と事務分掌 (平成30年4月1日現在)

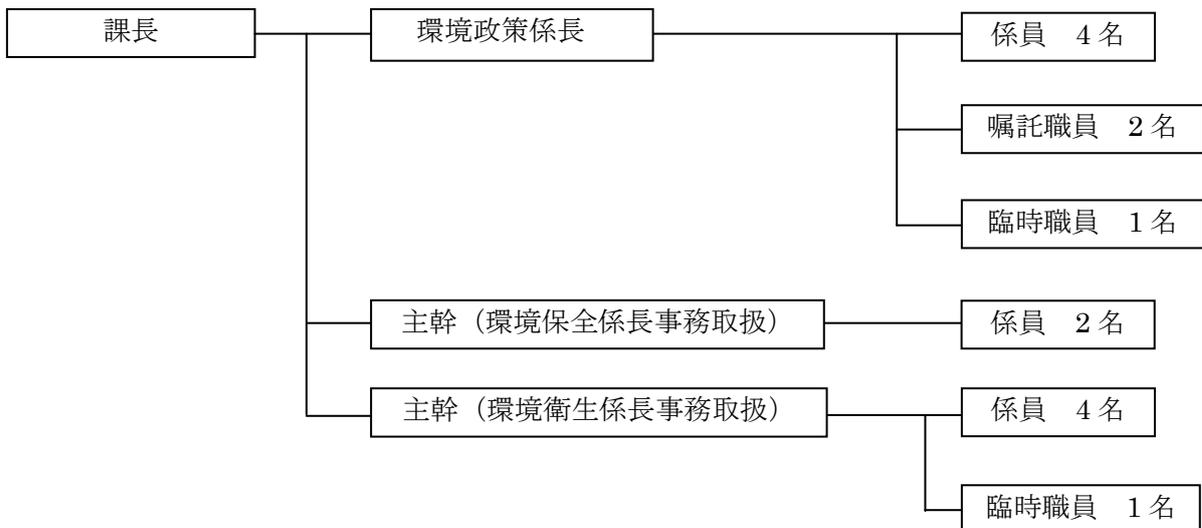
市民生活部環境室

環境政策課	環境政策係	環境に関する施策の総合企画及び調整に関すること
		ごみ処理の事業計画その他ごみに関すること
		ごみの減量に関すること
		リサイクルの推進に関すること
		廃棄物の不法投棄等の処理及び指導に関すること
		北清掃センターとの連絡調整に関すること
	環境衛生係	食品、麻薬等の公衆衛生思想の普及、啓発及び指導に関すること
		そ族、昆虫等の駆除及びその指導に関すること
		し尿処理の事業計画その他し尿等に関すること
		浄化槽設置整備補助金に関すること
		畜犬登録に関すること
		火葬場の管理に関すること
		市営墓地の使用許可及び管理並びにその他の墓地の指導に関すること
		墓地、火葬場の経営許可に関すること
		クリーンセンターとの連絡調整に関すること
		動物愛護に関すること
	環境保全係	自然の保全に関すること
		公害の苦情処理に関すること
		公害対策の連絡調整に関すること
		公害防止の普及に関すること
地球温暖化防止対策に関すること		
悪臭、騒音及び振動の規制及び指導並びに騒音規制法(昭和43年法律第98号)等に基づく届出に関すること		
自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく届出に関すること		
北清掃センター	業務係	廃棄物を適正に処理するための施設の運営及び管理に関する事務
クリーンセンター	業務係	廃棄物を適正に処理するための施設の運営及び管理に関する事務

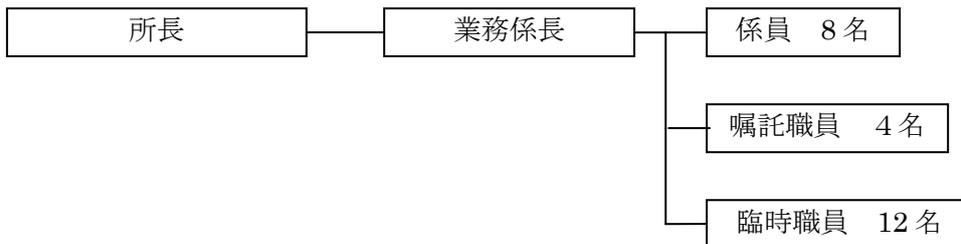
(2) 市民生活部環境室人員配置状況 (平成 30 年 4 月 1 日現在)

市民生活部環境室 (環境室長 他 54 名)

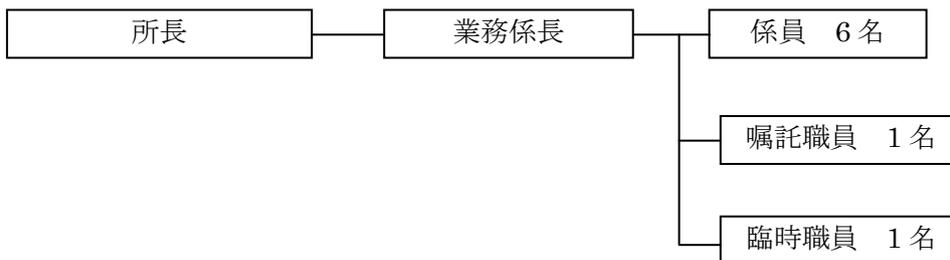
① 環境政策課 (18 名)



② 北清掃センター (26 名)



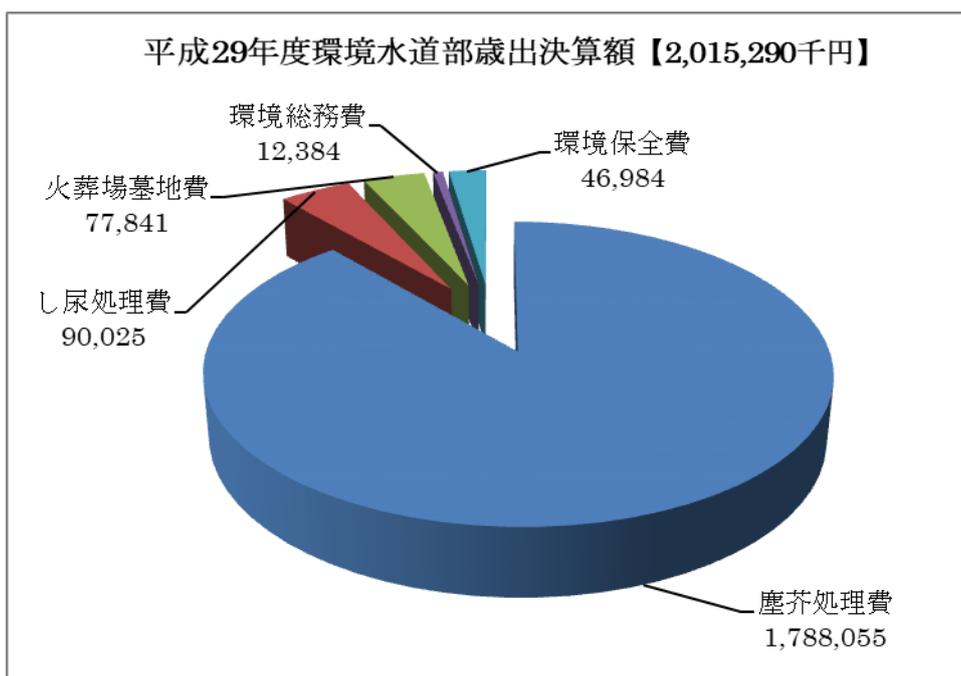
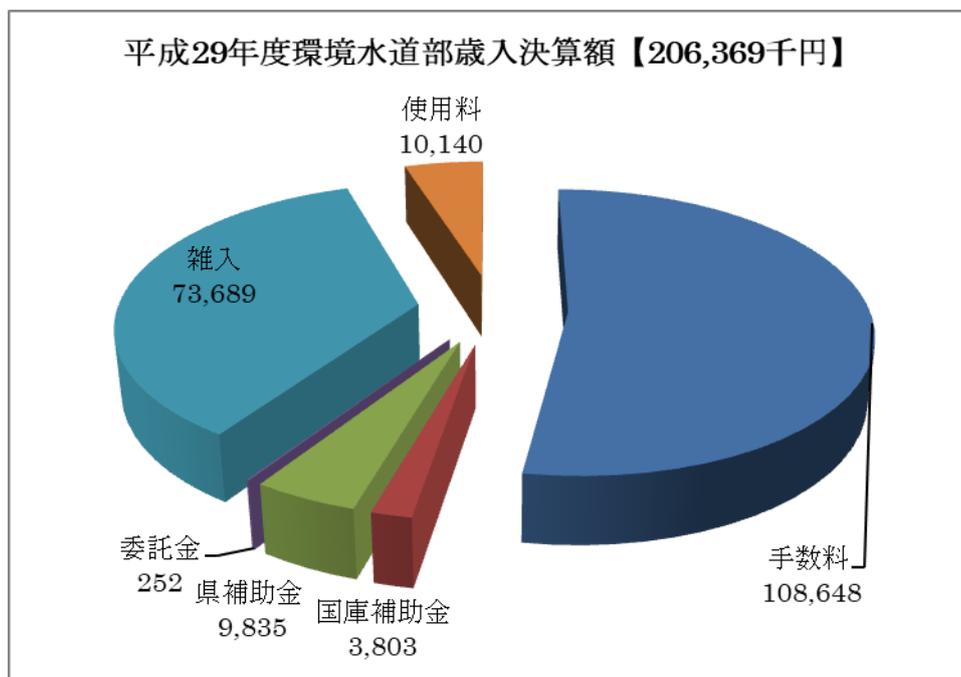
③ クリーンセンター (10 名)



### (3) 環境水道部（公営企業除く）29年度決算

各務原市の平成29年度一般会計の決算額は、歳入が51,207,705千円、歳出が48,754,644千円でした。

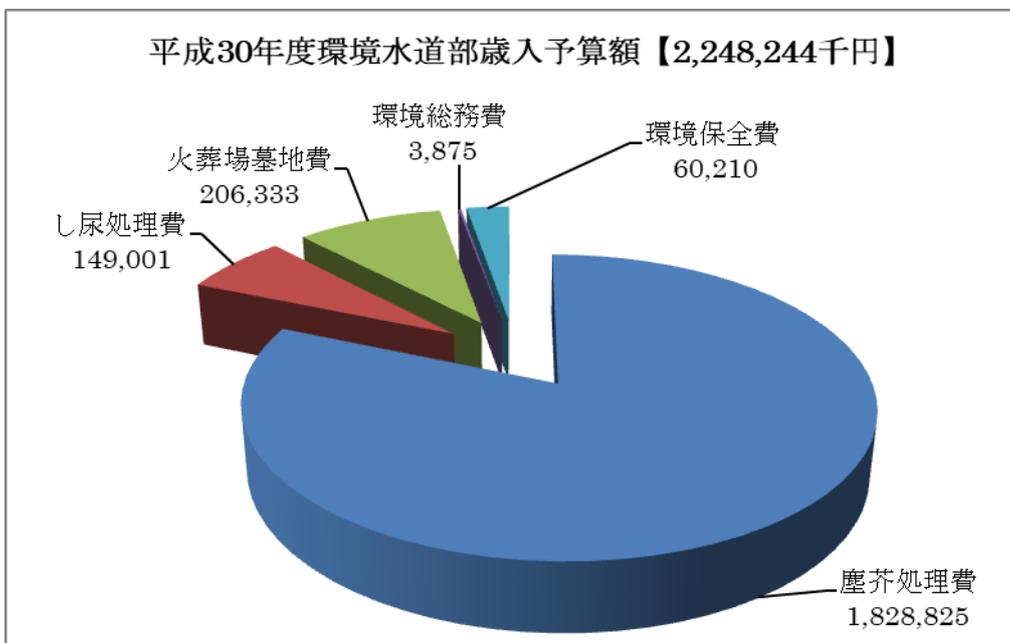
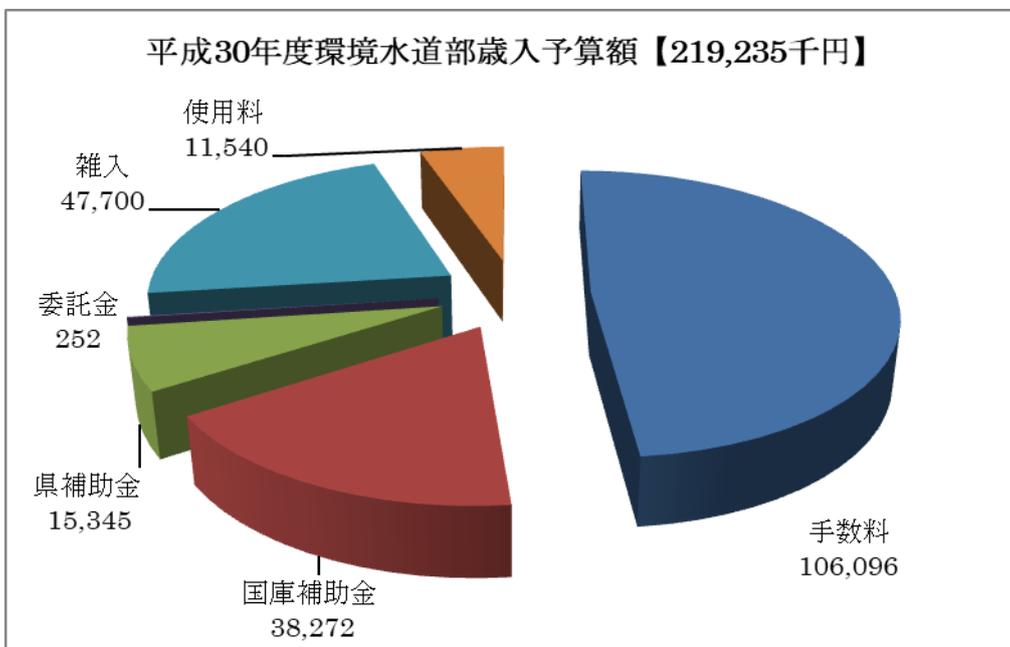
一般会計の内、環境水道部（公営企業除く）の決算額は、歳入が206,369千円、歳出が2,015,290千円でした。内訳は下図のとおりです。



(4) 市民生活部環境室 30 年度予算

各務原市の平成 30 年度の一般会計予算額は、446 億円です。

一般会計の内、市民生活部環境室の予算額は、歳入 219,235 千円、歳出が 2,248,244 千円です。内訳は下図のとおりです。



(5) 総合計画目標及び実績

総合計画 目標及び平成 29 年度実績

事業項目	29 年度実績	目標(31 年度末)
一人一日当たりのごみ排出量	896g	890g
リサイクル率(年間)	27.6%	30.0%

環境基本計画 目標及び平成 26～29 年度実績

事業項目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	目標 (29 年度末)
温室効果ガス排出量	130.8 万 t	算出中	算出中	算出中	141.5 万 t
ごみ排出量(年間)	43,393t	43,503 t	42,221 t	41,718 t	43,000t
リサイクル率	30.2%	30.2%	28.4%	27.6%	35.0%

※ごみ排出量は北清掃センターで処理される一般廃棄物量

# 第 I 編 環境保全

## 第 1 章 環境保全施策の総合的推進

### 第 1 節 各務原市環境基本計画の推進

#### 1. 計画の概要

##### (1) 計画の期間

2008（平成 20）年度～2017（平成 29）年度

##### (2) 基本理念

みんなで美しい各務原を未来につなげる笑顔の環境行動  
キャッチコピー “エコニコ各務原”

##### (3) 総合的な目標

###### ① 温室効果ガス排出量

2017（平成 29）年度までに 2.2%削減（2005（平成 17）年比）

144.7 万 t（2005（平成 17）年）→141.5 万 t（2017（平成 29）年）

<長期目標>2050（平成 62）年までに半減（2005（平成 17）年比）

144.7 万 t（2005（平成 17）年）→72.3 万 t（2050（平成 62）年）

###### ② ゴミ排出量※ごみ排出量は北清掃センターで処理される量

2017（平成 29）年度までに 20%削減（2007（平成 19）年度比）

5.4 万 t（2007（平成 19）年度）→4.3 万 t（2017（平成 29）年度）

###### ③ リサイクル率

2017（平成 29）年度までに 35%達成（2007（平成 19）年度比 8.9 ポイント増）

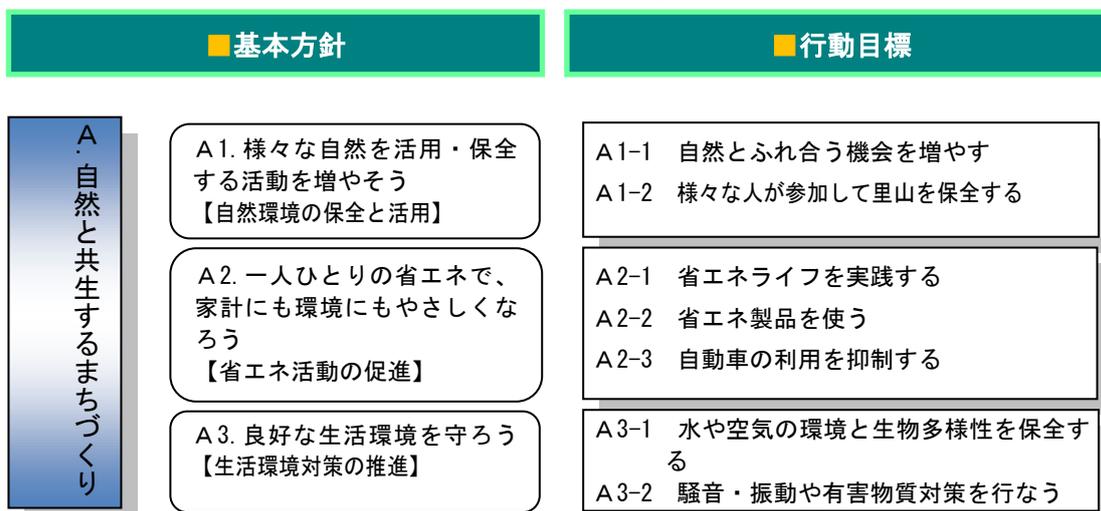
26.1%（2007（平成 19）年度）→35.0%（2017（平成 29）年度）

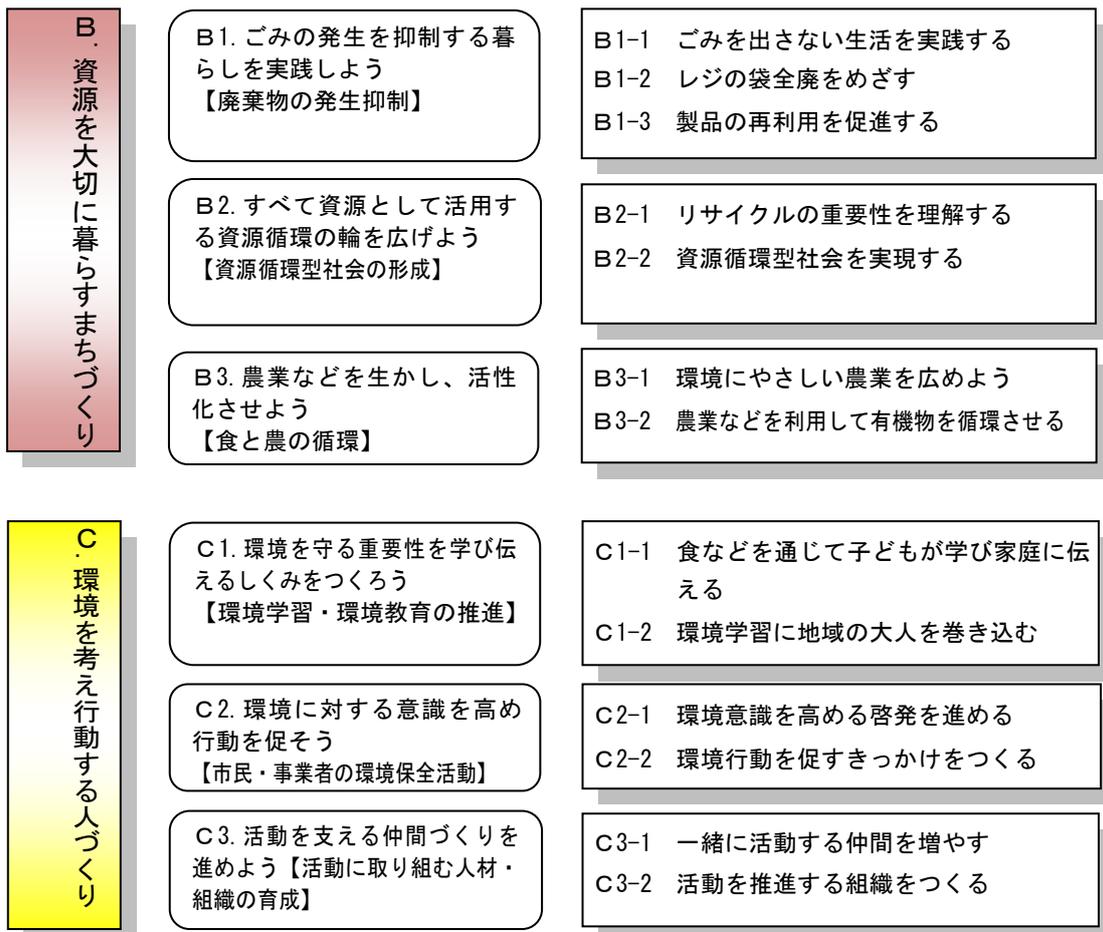
##### (4) 基本方針

- A. 自然と共生するまちづくり
- B. 資源を大切に暮らすまちづくり
- C. 環境を考え行動する人づくり

##### (5) 環境行動計画

図 1-1-1 基本方針、行動目標の体系





## 2. 達成状況（行政の取り組み）

行政が行っていく事業・施策の進捗状況は、各担当課の評価をもとに、事務局で評価方法（表1-1-1）に基づき評価しました。

表1-1-1 行政が行っていく事業・施策の評価方法  
【評価方法】

評価	進行状況
S	完了（計画終了）
A	計画以上の事業を行っている
B	計画どおり進行している
C	計画より遅れている
D	未実施

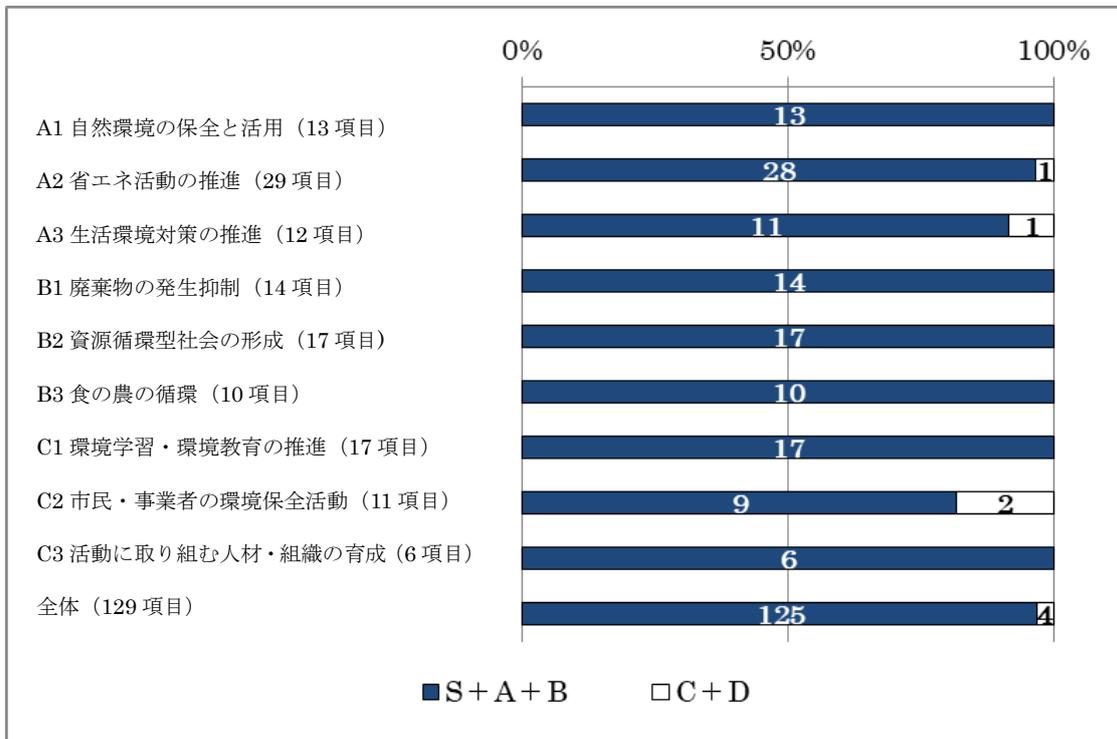


図 1 - 1 - 2 環境目標別及び全体の進捗状況

### A 1 - 1 自然とふれ合う機会を増やす

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
水と緑の回廊の基盤整備	公園等における植栽を実施する 公園・緑地などの中高木植栽本数 30 本	枯死した樹木の補植を実施した。 公園・緑地などの中高木植栽本数 10 本	河川公園課	B
	美しいまちなみの形成に向け、街路樹の整備に努め、緑のネットワーク化を進める。 街路樹の植栽本数 20 本	街路樹の植栽本数 47 本	道路課	A
	「水と緑の回廊計画」などにもとづく桜回廊事業や、羽島用水遊歩道事業、河跡湖公園整備事業などを推進し、道路の街路樹や公園・緑地などの高木植栽を市民・事業者と協力しながら進める。	事業完了。	農政課	S
発掘資源の活用・整備	「各務原市 五千年の里発掘事業」(実施主管:埋蔵文化財調査センター)において炉畑遺跡の発掘調査の計画がある。	各務原「縄文五千年の里」事業完了に付き、事業完了。	文化財課	S
活動団体・グループの設立や活動に対する支援	パークレンジャー登録団体の支援の継続 団体数 63 団体	各団体がそれぞれの活動区域で活動することに対し、道具貸与支援を行った。  団体数 65 団体、1,836 名	河川公園課	B

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
落ち葉や剪定枝を緑ごみとして有効活用	家庭から排出される庭木の枝などを市内に17ヶ所の回収拠点を設けて回収を行い、再資源化施設へ搬入し、バイオマス燃料として再資源化する。市民清掃に伴って排出される緑ごみを再資源化施設へ搬入し、バイオマス燃料として再資源化する。再資源化量 3,000t	当初の計画どおり回収拠点の開設し、緑ごみを再資源化施設へ搬入し、再資源化を行った。今年度から、回収拠点を見直し(減少)、事業を実施したが、滞りなく、実施することができた。再資源化量 2,973t	環境政策課	B
	公共施設から発生する堆肥化可能な緑ごみ(剪定枝・落葉)を堆肥化する。堆肥製造量 220t	公共施設から発生する緑ごみの堆肥化を実施する。堆肥製造量 234t	河川公園課	B
まちピカ応援隊による“まちの顔”の管理	地域、職域でまちピカ応援隊を組織して、まちの顔である公共施設(市街地、駅前広場など公共の場所及び施設)においてボランティアで美化清掃活動を実施する。平成29年度より、まちピカ応援隊はパークレンジャーへ移行した。	事業完了。	環境政策課	S
緑化率の向上	開発指導要綱に基づき、接道緑化率5割、敷地内緑化率1割を超えるよう緑化率の向上を図る。緑化率の向上を図るだけでなく、中・高木の植栽を積極的に推進する。	許可実績 9件	建築指導課	B
道路、河川の一斉清掃	道路一斉清掃を市内主要道路で実施する。河川一斉清掃を木曾川河川敷で実施する。	道路一斉清掃を8月10日(月)に実施した。道路関係各種団体ボランティア255名の参加 河川一斉清掃は雨天のため、中止した。	管理課	B

## A1-2 様々な人が参加して里山を保全する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
メディアなどを活用した呼びかけ	動物愛護週間(9月20日~26日)の行事として開催される『動物愛護フェスティバル』について、子どもたちに、動物との触れ合いを通じ生命の大切さ、ぬくもり、尊さを実感してもらおうとともに、社会の中で役立つ動物たちの活動を学ぶことで、お互いにささえ合っていることを実感してもらい、動物愛護の精神と自然保護の大切さを知ってもらう。以後は、緑化推進委員会の広報活動にて周知する。	事業完了。	農政課	S
活動材料の提供や人材育成支援	市内の各種団体に緑化推進委員会等の補助を利用した必要な資材等の提供や、情報提供をする。資材等の提供団体数 3団体	各種団体に必要な資材の提供や情報発進をすることができた。資材等の提供団体数 2団体 ボランティア団体物品購入助成金:50,082円 須衛地区植樹事業:苗木 100本	農政課	B
森林整備	育成天然林整備を地元自治会等の協力を得て実施する。実施面積 5ha	日本ラインうめまの森の除間伐を実施した。実施面積 5.08ha	農政課	B

## A 2-1 省エネライフを実践する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
がんばっている個人・団体などへの表彰制度	こども環境チャレンジ宣言を募集。優秀な作品は表彰する。 優秀賞 3件	優秀なこども環境チャレンジを表彰することで、こどもの取組意欲向上への契機とした。 優秀賞 3件	環境政策課	B
	環境に配慮した建築物、環境美化、まちづくり活動に対して表彰する。	概ね隔年で景観に関する取組事例等を発表している。 平成 29 年度は実施なし。	都市計画課	D
優良事業所認定、優良事業所の紹介	市内の事業所から排出される一般廃棄物の資源化、減量化及び環境配慮に積極的に取り組んでいる事業所を認定し、取り組み内容を広く周知し、支援を行う。	優良事業所として認定した事業所から、取組内容の報告を受け、それをホームページに掲載し、広く市民等に紹介することにより、事業者ならびに市民の環境行動に対する意識の高揚を図ることができた。	環境政策課	B
企業の省エネ診断の実施	省エネルギーセンターの省エネ診断を受診を促進するとともに、省エネ設備導入に関する国等補助金の情報提供に努める。 情報提供の実施 10 社	セミナーや企業訪問の機会に省エネルギーに対する支援施策等の情報提供を行った。 情報提供の実施 10 社	産業政策室	B
分かりやすい情報提供	各種環境政策課参加イベント等でエコライフについての啓発活動を行う。 啓発活動回数 8 回	環境月間中に産業文化センターにおいて、エコドライブ等の啓発パネルの掲示を行った。 親子環境教室・産業農業祭等イベントにおいて省資源や再生可能エネルギー等について啓発活動を行った。 広報紙 7 月 1 日号、9 月 15 日号及び 12 月 1 日号に啓発記事を掲載した。 啓発活動回数 10 回	環境政策課	B
エコドライブの推進	県と協働で、エコドライブの推進を図ります。 こども環境教室(地球温暖化講座)の機会を活用してこどもの保護者らにエコドライブを呼びかけます。	7 月 27 日に、地球温暖化防止をテーマに開催した、こども環境教室(地球環境教室)で参加者にエコドライブの啓発を行った。1 月 24 日にエコドライブ教室を市単独で開催した。参加者数 8 名	環境政策課	B
	庁内掲示板等による職員への周知(年4回) 「公用車の運転はエコドライブを心がけるように」 公用車使用燃料削減 H18 実績の約 15%分	掲示板による職員への周知及び運転管理室での呼びかけを行った。 職員等を対象とした交通安全講習会で周知した。 H18 実績の約 27%を削減。	管財課	A
節水の普及促進	ウェブサイトに漏水チェック方法を掲載する。 水道週間(6 月 1 日～7 日)中に、φ13mm水道パッキンを無料で配布し無駄な使用を少なくするよう宣伝する。 検針時に、宅内漏水の疑いがある家庭にはその旨検針票でお知らせする。	ウェブサイトに「漏水チェック方法」を掲載した。 水道週間に水道パッキンを 199 セット配布した。 検針時に「漏水」のお知らせをした。	水道総務課	B
庁舎内電力消費量 5%削減	設備機器の更新時に省エネ機器を採用し電力使用量の削減を行う。 本庁舎年間電気使用総量 1,200 千 kWh (H17 実績の約 5%減)	・冷温水発生機部品取替工事(本庁) ・井戸ポンプ更新工事(産業文化センター) ・火災報知設備改修工事(産業文化センター) ・エントランスホール照明器具更新工事(産業文化センター) 本庁舎年間電気使用総量 1,005 千 kWh	管財課	A

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
クールビズ、ウォームビズの推進	庁内掲示板を通じて職員へ周知する。 「クールビズ」「ウォームビズ」への取り組みを実施していることを庁内に掲示し、来庁者にも理解を求める。	クールビズ及びウォームビズ実施期間前に庁内周知することで、職員の実施への協力を得ることができた。 9月下旬の暖かい気候を考慮して、クールビズの延長を決定し、周知した。	人事課	B
	空調温度の適正化に努める。 本庁舎年間電気使用総量 1,200 千 kWh (H17 実績の約 5%減)	クールビズ・ウォームビズ実施期間中の空調温度の適正化に努めた。 本庁舎年間電気使用総量 1,005 千 kWh	管財課	A
保育所・子ども館での全室網戸導入	網戸を活用し自然の風を取り込むことにより、室内の衛生環境を保つとともに、つた系植物などで直射日光を防ぎ、室内温度の上昇を抑制する。 網戸設置完了のため、事業終了。	事業完了。	子育て支援課	S
小中学校での雨水貯蔵タンクの設置	溜めた雨水を花壇の花や植栽樹木への散水に活用することで、節水に努める。 雨水タンクを設置したため、事業終了。ただし、デング熱等の伝染病を引き起こす恐れのある蚊の繁殖が懸念されたため平成 26 年頃から使用中止。	事業完了。	教育委員会総務課	S

## A 2 - 2 省エネ製品を使う

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
エコカー購入の啓発	各種イベント(エコドライブ教室等)においてエコカーについての啓発を行う。	エコドライブ教室(1月24日)でエコカーの啓発を行った。	環境政策課	B
公用車・ふれあいバスへのエコカー導入	ふれあいバスの更新時に、「燃費目標基準」「低排出ガス基準」及び「グリーン購入法で定める基準」に適合した車両に更新する。 運営会社所有のバスは、予備車両を除き全て適合車両となっているため、事業終了。	事業完了。	商工振興課	S
	公用車の更新時には、グリーン購入法に定める「環境省の燃費目標基準達成レベルかつ低排出ガス基準」適合車両を購入していく。 エコカーの購入割合 100%	公用車を 7 台更新した。 エコカーの購入割合 100%	管財課	B
充電式電池の活用	各消防署にて、消防用機器類で使用している使い捨て乾電池を充電式電池に交換する。 充電式電池に交換済みのため事業終了。今後は事務所内照明を LED に交換する。	事業完了。	消防本部総務課	S
体育施設夜間照明タイマー設置	市内の小中学校などの体育施設の夜間照明灯などをタイマー管理し、不用時の省エネ化を図るため、タイマーを設置します。 タイマーを設置済みのため、事業終了。	事業完了。	スポーツ課	S

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
クリーンエネルギーの導入促進	環境負荷の軽減及びランニングコストの削減を図るため、今後新たに建設する施設や大規模な改修を行う施設に、太陽光発電やLEDなどクリーンエネルギーの活用を検討する。	公共施設へのクリーンエネルギー導入を検討した。引き続き、省エネ・再生可能エネルギー事業を推進する。	企画政策課	B
	住宅へのクリーンエネルギーの普及を図るために、住宅用太陽光発電システムの補助を行う。平成26年度で事業を終了した。	事業完了。	環境政策課	S
	学校施設に太陽光発電を設置する。太陽光発電設置校数(那加一小、那加二小、稲東小、稲西小、蘇一小、鶴三小、川島小、中央中、蘇原中)太陽光発電設備を設置済みのため事業終了。	事業完了。	教育委員会総務課	S
取水ポンプのインバータ化	既設の取水ポンプ盤の更新時期に合わせて、新規ポンプ盤にインバータを設置し、インバータによる回転制御方式で、流量調整を行う。取水ポンプ盤の更新時期を向かえた箇所の内、インバータによる省エネ効果が大きい機場については導入を完了したため、事業終了。	事業完了。	水道施設課	S
公共工事での省エネ材料の活用	「各務原市における環境に配慮した建設工事の推進に関する要綱(平成20年4月1日施行)」に基づき、グリーン購入対象の建設資材や再生資材など省エネタイプ製品の積極的な活用を促進することにより、公共工事における環境負荷の低減を図る。	公共工事を所管する担当課において、要綱を踏まえた特記仕様書の作成など請負業者に対し環境を低減するための省エネタイプの製品の使用を促進した。	企画政策課	B

### A2-3 自動車の利用を抑制する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
徒歩・自転車通勤の奨励およびノーカーデーの実施	ノーカーデー(毎月第4金曜日)前日に庁内放送にて職員へ周知する。	毎月第4金曜日に庁内呼びかけを実施することにより、職員の実施への協力を得ることができた。	人事課	B
歩道の整備	「安心して歩くことができる」「楽しく歩くことができる」という まちなみづくり のため歩道の整備を進める。 施工延長 2,366m	歩道の整備を行った。 施工延長 2,140m	道路課	B
バリアフリー化の促進	新那加駅のバリアフリー化を促進する。	新那加駅周辺の公共施設のバリアフリー化を推進するため、鉄道事業者と協議を行い、名鉄が整備するエレベーターやトイレのほか既存の地下通路など、名鉄・市各々の維持管理について概ね方針が定まった。	都市計画課	B
	人にやさしい道づくりのため段差の解消を図るなどバリアフリー化を進める。 施工延長 2,366m	車両・歩行者の安全に配慮し、整備を行った。 施工延長 2,140m	道路課	B

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
サイクリングロードの整備	平成 24 年度までに、かさだ広場から各務原大橋までの区間の整備を実施済。 自転車道の適切な管理を行うとともに、延伸に向け、関係機関との調整を図る。	木曾川自転車道の管理、運営について情報交換を行い、自転車利用の促進に努めた	都市計画課	S
公共交通の利用促進	各務原市地域公共交通網形成計画に基づき、鉄道、路線バス、ふれあいバス等、本市に係る全ての公共交通が一体となって機能する公共交通ネットワークを運営する。 ふれあいバス・タクシー年間利用者人数 190,000 人	ふれあいバス、新たに導入したふれあいタクシーについて、利用者の増加につながるように、周知及び利用促進の働きかけを行った。 ふれあいバス・タクシー年間利用者人数 213,930 人	商工振興課	A

### A 3 - 1 水や大気環境と生物多様性を保全する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
大気環境の保全	岐阜県が市内に設置している大気汚染測定局により大気汚染の状況を常時把握する。光化学スモッグやPM2.5による健康被害などの生じるおそれがあるときは速やかに予防措置を講じる。	大気汚染測定局による常時監視を実施した。広報紙11月1日号の「各務原市の環境状況」で大気汚染測定局(中央町)における測定結果を掲載した。 注意報・警報なし。	環境政策課	B
交通渋滞緩和のための道路整備	道路の交差点部における右折車線の設置及び幅員の狭隘部を拡幅することにより、交通渋滞の緩和に努める。改良箇所数 1ヶ所	国庫補助金の配分により平成 29 年度事業を見送った。	道路課	D
水環境の保全	対象となる区域の浄化槽を設置する者に対して、補助金を交付する。また、平成 27 年度より、環境への負荷が大きい単独浄化槽からの切替を促進するためその撤去費用の補助を開始した。財源としては国・県・市で1/3ずつ。環境省の循環型社会形成推進交付金を利用。 浄化槽補助基数 74 基	対象となる区域において、浄化槽設置補助を実施した。 下水道の整備に伴い、補助件数は減少傾向となっている。 浄化槽補助基数 65 基	環境政策課	B
	市内 13 河川(5 河川は隔月)にて毎月水質を測定し水質の把握に努める。 ゴルフ場周辺池 3 箇所において農薬汚染の有無を監視する。 水質(地下水含む)の測定結果の概要は広報紙に掲載し市民に広報する。	市環境基準観測地点 5 箇所全てでの環境基準(BOD・SS)を達成した。 広報紙11月1日号の「各務原市の環境状況」で水質(地下水含む)の測定結果の概要を掲載した。	環境政策課	B
	市民の理解を得ながら、効率的かつ計画的に下水道整備を積極的に進めていく。 また、面整備施工の当該年度での説明会に加え、概ね整備着手の2~3年前に事業概要説明会を開催するなどの普及活動を行い、早期接続していただけるよう努めていく。 下水道普及率(行政区域人口に対する供用人口)の向上 80.4%	年間を通じて、未接続者に対し戸別訪問を行い下水道への早期接続をお願いしている。(29年度実績:686件訪問) 下水道整備を予定している区域の住民を対象に下水道事業概要説明会を開催し、下水道に対する理解を深めてもらうことに努めた。 下水道普及率 80.4%	下水道課	B

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
地下水の保全	地下水位を年2回地下水懇談会会員の協力を得て測定し地下水水位増減を示す水文調査に活かす。 地下水質を年2回測定し硝酸性窒素汚染区域の把握に努めるとともに地下水質の保全に努める。 引き続き「砂利採取事業等指導要綱」にもとづき砂利採取事業の規制区域を設け地下水の涵養源対策を講じる。	観測井(毎月)、一般井戸等(年2回)において、水位・水質の測定を実施した。 砂利採取事業に対し適正な監視を行った。	環境政策課	B
適切なし尿処理	計画的な取替・修繕工事及び円滑な緊急工事の実施。 部品・材料を調達して、職員による迅速な修繕。	計画的に取替・修繕を実施し、適切なし尿処理を行った。	クリーンセンター	B
農業使用の抑制	市広報紙・ウェブサイト等を利用し啓発記事を掲載し、低農薬農業の普及および促進を図る。 啓発回数 1回	市広報紙を通じて全世界帯へ啓発を行った。 啓発回数 2回	農政課	B
外来生物の防除	環境省が策定した「アルゼンチンアリー斉防除マニュアル」に沿って防除事業に取り組む。 鶴沼東部地区 ■一斉防除 ①侵入範囲調査(4月、10月)2回実施 ②防除範囲の設定(5月) ③一斉防除(6月、9月)④モニタリング調査(一斉防除の前後と10月)5回実施 ■冬季防除(1月) 緑苑地区 ■一斉防除 ①侵入範囲調査(4月、10月)2回実施 ②防除範囲の設定(5月) ③一斉防除(5月～、9月)計5回 アルゼンチンアリー生息数割合(平成24年度防除前を100%とした場合、秋季の生息数割合) 30%	計画とおり防除事業に取り組み、アリーの個体数の減少と生息区域の拡大防止を図ることができた。緑苑北地区については、根絶を目指す防除活動を行い、学校敷地にわずかにのこるのみとなった。 アルゼンチンアリー生息数割合 15%	環境政策課	A
	檻の貸し出しや業者に業務委託して、特定外来生物(アライグマ・ヌートリア)の駆除を実施する。 捕獲数:アライグマ 65頭、ヌートリア 10頭	外来生物法に基づき捕獲を実施した。 捕獲数 アライグマ 38頭、ヌートリア 2頭	農政課	B

### A3-2 騒音・振動や有害物質対策を行う

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
振動・騒音・悪臭対策の推進	市民からの申し立てに基づき騒音、振動、悪臭の測定を行う。測定結果にもとづき事業者、道路管理者などを指導・要請する。 規制基準超過苦情継続事業所を解消する。	市民からの申し立てに基づいて現地確認を実施。測定の結果、規制基準の超過は確認できなかったが、事業者に周辺への配慮を依頼した。	環境政策課	B
有害化学物質の監視と汚染の防止	市内のゴルフ場周辺池(3箇所)で農薬測定を実施するとともに、公共施設2箇所で大気中のダイオキシン濃度を測定する。	全測定地点における有害物質、ダイオキシン類等の環境基準超過はなかった。	環境政策課	B

## B 1 - 1 ごみを出さない生活を実践する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
ごみの発生抑制の仕組みづくり	出前講座などを通じて市民や事業者へごみの発生抑制や減量についての情報を発信する。 啓発回数 3回	出前講座の他、各種イベントや自治会回覧等により、ごみ減量の啓発活動を実施した。 啓発回数 13回。	環境政策課	A
使い捨て物品の利用制限	第4金曜日前日に庁内放送により職員へ周知する。	毎月、第4金曜日前日に、ノーカーデーの庁内呼びかけと共に呼び掛けることにより、職員の実施への協力を得ることができた。	人事課	B
	会計窓口において、ゴミ減量へ理解を得るため声掛けを行い窓口封筒の配布を控える。 窓口封筒の配布削減枚数 寄附された枚数の10%	窓口封筒の配布枚数の削減に取り組んだ。 窓口封筒の配布枚数削減枚数 寄附された枚数の20%	市民課	B
印刷・コピー部数の削減	コピー使用枚数について、課ごとに目標値を設定し、使用枚数の削減を図る。また、両面コピー、ツープアップの活用などコピー方法の工夫による使用枚数の削減を推進する。 コピー使用枚数 2,316,700枚(前年度実績の3%減)	ファイリング年度切替説明会にてコピー枚数の削減の依頼を実施した。 庁内掲示板にて実績を各課に通知し、削減の依頼をするとともに、前年度から増加している課には個別にその理由を聞き取り調査した。 コピー使用枚数 2,269,101枚	総務課	B

## B 1 - 2 レジ袋の全廃をめざす

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
実施店舗の情報提供	市ウェブサイトにより、レジ袋有料化実施店舗を公表する。	市ウェブサイトにて、レジ袋有料化実施店舗を公表した。	環境政策課	B
目標値の設定と達成状況を公表	定期的にレジ袋有料化実施店舗の辞退率を調査し、まとめたものを環境報告書で市民に公表する。 レジ袋辞退率 88%	市が協定を結んでいた店舗に対し、定期的に辞退率の調査を実施した。 レジ袋辞退率 90.9%	環境政策課	B
全市民マイバッグ運動の啓発	レジ袋辞退率を公表することで、マイバッグの持参を啓発する。	レジ袋辞退率を調査し、環境報告書で公表した。 また、レジ袋有料化店舗よりレジ袋売上金の一部を環境保全目的として受領した。	環境政策課	B

### B 1 - 3 製品の再利用を促進する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
不用品交換銀行	家庭において不用となった家庭用品のうちまだ使用できる物品について、情報収集及び登録を行い、当該物品を必要とする市民に情報を提供する。 交換が成立した件数 60 件	家庭において不用となった家庭用品のうちまだ使用できる物品について、情報収集及び登録を行い、当該物品を必要とする市民に情報を提供することができた。 交換が成立した件数 67 件。	環境政策課	B
不用品リユースマーケットの開催・情報提供	各務原市北清掃センターにおいて搬入された家具類のうち、程度の良い家具類をシルバー人材センターにて修理し、展示販売する。 販売件数 97 件	リユース家具を展示販売することで、市民のリユースに対する意識を啓発した。 販売件数 100 件	環境政策課	B
撤去看板の再利用	撤去した違反簡易屋外広告物を処分しないで、再利用する。 再利用枚数率 10%	道路一斉点検、パトロール、市民ボランティア団体(ビューレンジャー)等による簡易除却した看板を各種イベント等で再利用した。 再利用枚数率 10%	建築指導課	B
建設発生土の抑制	建設工事の掘削土砂の削減と現場内利用を図る。 他の公共事業間で相互利用を図る。 (H29 年度については、現場内の発生土を利用する)	工事実施にあたり行った地盤調査の結果、土質が不良であり発生土の利用が出来なかった。	都市計画課	B
	発注工事における建設発生土の削減・再利用に努める。 JACIC が管理する「建設発生土情報交換システム」により情報を把握する。	工事で発生した良質土について、他工事への利用を図った。 鶉 932 号線舗装補修工事 → 鶉 1087 号線道路改良工事 那 255 号線舗装打替工事・舗装補修工事(那加日新町) → 那 378 号線道路改良工事	道路課	B
植栽の支柱の再利用	公園整備などで植栽した樹木のうち、十分に活着して倒木のおそれのなくなったものについて、不要となった支柱を都市公園管理人の冬期作業の一環で撤去回収し、桜植樹などでリサイクル使用する。 支柱本数 35 本	新境川沿い堤防桜の支柱を撤去した(蘇原宮塚町地内ほか)。 公園内への立ち入り防止柵としてリサイクル使用した。 支柱本数 50 本	河川公園課	B
水道仮設配管材料の再使用回数の増加	約 23,000m/年施工の仮設配管材料の再使用回数を 3 回から 4 回にアップし、廃棄材料を削減する。	仮設配管の再使用回数を 4 回使用し、廃棄材料を削減した。	水道施設課	B

### B 2 - 1 リサイクルの重要性を理解する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
リサイクル工場見学の支援	「動く市民教室」などを通して市民にリサイクル施設の PR をする。 施設見学者数 1,200 人	「動く市民教室」などを通して市民にリサイクル施設の PR を実施した。 施設見学者数 1,242 人	北清掃センター	B

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
リサイクル説明書の作成	排出されたごみが、リサイクルされるまでを解説した市民向け説明書(ごみ出しガイドブック)を作成する。 平成27年度にごみ出しガイドブック作成済み。	事業完了。	環境政策課	S
事業系ごみの適正処理	事業活動に伴って排出されるごみ(一般廃棄物・産業廃棄物)の処理について、不適正な処理を行っている事業者に対して適正な方法で処理するよう指導する。	不適正な事業系ごみの処理を行っている事業者に対して適正な方法で処理するよう指導した。	環境政策課	B
	企業訪問等により各社の課題を聞き取りに際しごみの適正処理に話が及んだ場合、適切な窓口を紹介する。	企業訪問の際に、企業の課題等のヒアリングを実施したが、ごみ適正処理に話が及ぶことは無かった。	産業政策室	B
家庭系ごみの適正排出	家庭から排出される可燃ごみや不燃ごみを市の定める分別のルールどおりに排出出来ない市民に対して適正な指導を行う。	不適正なごみ出しやごみ処理を行っている市民に対して、指導を行った。	環境政策課	B
不法投棄防止	不法投棄防止の啓発看板を配布し不法投棄の防止に努めるとともに、各務原警察署と連携したパトロールや不法投棄者の摘発等に努める。	希望者に対し、不法投棄防止の啓発看板を配布した。また、市内の不法投棄頻発地域を各務原警察署生活安全課と合同パトロールを実施した。	環境政策課	B

## B2-2 資源循環型社会を実現する

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
古紙回収拠点の拡大と実施日時の情報提供	大型店舗や資源集団回収団体などによる恒常的な回収拠点の設置を図る。 資源回収登録団体が実施している回収方式を中学校区単位で可燃ごみステーションを活用した新たな方式にカイゼンするよう働きかけ、市民が定期的に古紙を出すことが出来る環境を整備する。 古紙回収拠点は整備済みのため、今後は周知に努めるものとする。	事業完了。	環境政策課	S
学校を中心とした牛乳パックのリサイクル	児童生徒が給食後、牛乳パックを開き洗浄・乾燥し、まとめて回収業者に定期的に出す。	計画通り実施した。今後も活動を継続する。	教育委員会総務課	B
公文書を100%リサイクル	一斉廃棄で廃棄される全ての公文書(平成19年度まで一斉廃棄で北清掃センターで焼却していた公文書)から、事前に再利用できるバインダー、クリップ、ファイリングボックスなどを抽出し、残りの紙類は全ての溶解処理する。(カーボンや写真の分別不要) 古紙類回収量(溶解処理量) 30t	6/9 文書一斉廃棄 26.7t 12/6 文書一斉廃棄 9.4t 3/14 ファイリング年度切替説明会にて説明、報告、協力依頼を実施した。 古紙類回収量(溶解処理量) 36.1t	総務課	B

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
家庭緑ごみ・生ごみの自家処理機購入補助	家庭緑ごみ・生ごみの自家処理機の普及を図るために、購入費用の補助制度を市民へPRします。 平成26年度で事業を終了した。	事業完了。	環境政策課	S
堆肥の利用先の確保	公園や道路などの公共施設から発生する緑ごみ(落ち葉や剪定枝)を堆肥化し、イベント時や、一般配布日に市民に還元する。それらの配布の前に、広報紙などで周知をする。 堆肥配布の回数 4回	イベント時の配布や一般配布を実施した。 堆肥配布の回数 4回	河川公園課	B
学校給食ごみ(食用油)のリサイクル	学校給食センター及び学校給食単独校で使った食用油を、定期的(10回程度/年)に、リサイクル専門業者に回収を委託する。 リサイクル率 100%	リサイクル専門業者による回収を実施した。 リサイクル率 100%。	教育委員会総務課	B
学校給食生ごみのリサイクル	給食単独調理校に設置した生ごみ処理機を利用して生ごみの減量及び堆肥化を行う。 生ごみ処理機を設置したが、時に悪臭を発生させ、それが教室にまで達し、児童生徒の学習環境に悪影響を与えていること、電気代等の維持費がかかること、堆肥の利用としては限定的であることから事業終了。	事業終了。	教育委員会総務課	S
資源集団回収の奨励	資源集団回収団体に対して回収量に応じた奨励金を交付する。 資源として回収した重量 2,500t	資源集団回収団体に対して回収量に応じた奨励金を交付した。 資源として回収した重量 2,459t	環境政策課	B
ごみの適正処理	市内から排出される廃棄物の適切な処理・リサイクルを行い、また、施設の適正な管理・運営に努め、快適な市民生活と環境の維持を図る。 ・適正な運営とリサイクル率の向上による、環境負荷の低減を図る。 ・施設の維持管理を計画的に実施し、安定したごみ処理を継続維持する。 設備故障によるごみ受入制限期間 0日	4月～3月末実績 ごみ搬入量 41,478.55t (埋立除く、家庭100kg無料分含まず) 焼却ごみ量 42,259.20t スラグ排出量 3,413.60t メタル排出量 451.29t 飛灰排出量 1,251.17t 設備故障によるごみ受入制限期間 0日	北清掃センター	B
焼却熱を利用した発電	ごみ焼却によりボイラーで発生した蒸気を有効利用する。 構内使用電力量に対する発電電力量の割合 85%	4月～3月末実績 構内使用電力量 17,176.870kWh 発電電力量 14,799,300kWh 発電割合 86.16% 余剰電力売却量 285,456kWh	北清掃センター	B
焼却灰のリサイクル	環境リスクを伴う埋立最終処分よりも、循環型社会に適した手法である飛灰再資源化を推進する。 飛灰の再資源化率 70%	4月～3月末実績 再資源化 849.17t 埋立 402.00t 合計 1,251.17t 最資源化率 67.87%	北清掃センター	B

### B 3 - 1 環境にやさしい農業を広める

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
学校の食育の推進	市内産の野菜をより多く学校給食に使うとともに、栄養教諭による食育指導をしている。また年一回は保護者を対象に試食会を開催する。全ての小学校で試食会を実施する。	学校給食に地元野菜の活用と便りによる紹介を実施した。 栄養教諭による食育指導を実施した。 全ての小学校で試食会を実施した。	学校教育課	B
地産地消のための連携	岐阜県の「学校給食地産地消推進事業」に基づき安全・安心な県産農産物を積極的に活用する。	学校給食に市特産の人参を使用した。 学校給食に県産農産物を使用した。	学校教育課	B
ぎふクリーン農業推進事業	市園芸振興会各部会講習会等において、安全・安心な農作物作りの必要性を訴え、ぎふクリーン農業の推進を図る。 ぎふクリーン農業生産登録品目数 8 品目	市園芸振興会部会講習会等において、ぎふクリーン農業をPRした。 ぎふクリーン農業生産登録品目数 10 品目	農政課	B
特別栽培米栽培推進事業	一般栽培の農業(50%減)、化学肥料の窒素成分(60%減)の米の作付けを推進する。 特別栽培米の作付け面積 3ha	化学肥料の窒素成分を、ぎふクリーン農業の40%減、県特裁基準の20%減で水稻の作付けを推進した。 特別栽培米の作付け面積 3ha	農政課	B
エコファーマーの育成支援	担い手(認定農業者)農家の中から意識の高い農家に対して、エコファーマー認定を働きかける。エコファーマー認定を働きかけたが、担い手の理解が得られず、継続が困難なため、事業終了とする。	事業完了。	農政課	S
農業安全使用啓発	市広報紙やウェブサイト等を利用し啓発記事を掲載し、低農薬農業の普及および促進を図る。 啓発回数 1 回以上	市広報紙やウェブサイトにより、全世帯へ啓発を行った。 啓発回数 2 回	農政課	B

### B 3 - 2 農業などを利用して有機物を循環させる

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
緑ごみや食品残さの収集・堆肥化	樹木せん定等に伴うリサイクルを実施する。 食品残さの収集・堆肥化については事業終了。	樹木せん定等に伴うリサイクルを実施した。	教育委員会総務課	B
堆肥の活用の支援	堆肥を作った人から提供情報があれば、その情報を提供する。	堆肥を作った人から提供情報があれば、その情報を提供することとしているが、堆肥の提供情報がなかった。	農政課	B

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
遊休農地の活用	農地の流動化を促進し、農用地の利用集積計画を作成する。また、市民農園などを開設する。 農用地の利用集積面積 217ha	対象者への案内を実施した。 多くの方に説明をし、理解を得られた。 農用地の利用集積面積 204ha	農政課	B
菜の花プロジェクトの推進	水田の転作地の菜種を収穫し、『なたね油』搾油する。 検討を行ったが、搾油した油の商品化が困難なため、事業終了とする。	事業完了。	農政課	S

## C1-1 食などを通じて子どもが学び家庭に伝える

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
子ども向けの環境学習の資料づくり	環境まなびサイトのデータを更新する。	市ウェブサイト定期更新に合わせてデータの更新を行った。	環境政策課	B
こども環境賞	教育委員会が実施する「科学作品展」のうち、環境をテーマとした優秀な作品を表彰する。 表彰人数 5人	環境に関する優秀な作品を表彰することで児童生徒の環境意識の啓発を行った。 表彰人数 5人	環境政策課	B
講師の募集と紹介	「市民講師登録制度」により広く講師を募集すると共に、環境に関する出前講座などを紹介し、啓発に努める。 環境出前講座の実施回数 6回	市職員の出前講座「水道の水はどこから？」等 5講座、市民講師講座「古布のリサイクル」等 2講座を設けた。 環境出前講座の実施回数 4回	いきいき楽習課	B
総合学習を活用した環境学習の推進	環境学習を総合的な学習の時間、児童生徒会活動、学活での実践的な場に位置づける。 目標値 80%	総合的な学習の時間に小中学校の64%が環境学習に取り組んだ。	学校教育課	B
生徒会主導による環境活動の実施	各中学校区で児童会生徒会の交流を行う。	各学校の状況に応じて環境学習を実施し、各中学校区で児童会生徒会の交流を行った。	学校教育課	B
学校が実施する環境事業への支援	環境に関する事業への取組みを支援するため、「学校経営予算」「児童生徒のための予算」で計画する環境に対する取組みを支援する。(上記事業費は学校経営予算及び児童生徒のための予算の総額であり、このうちいくらかを環境行動に費やすかは、各学校の計画による)	環境活動・環境教育の実施について、学校経営予算・児童生徒のための予算で重点的に支援した。	教育委員会総務課	B
こどもエコクラブの推進	JECニュースの配布を通じ環境保全意識の高揚と活動の実施・報告を推進を図る。 平成27年度でエコクラブ事務局事務を終了。	事業完了。	環境政策課	S

C 1 - 2 環境学習に地域の大人を巻き込む

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
環境講座の開催	各務野自然遺産の森において、自然観察ウォークや竹細工・木工工作などの講座を休日に開催する。 ※平成 24 年度より企画運営業務を業者委託 企画・開催回数 43 回	予定通り講座を開催した。 企画・開催回数 46 回 講座開催案内カレンダーを 3 ヶ月に 1 度作成し、全小学生に配付した。	いきいき楽習課	B
	長期講座「里山自然ハイキング(全 5 回)」、「岐阜食材を美味しく食べよう!(全 5 回)」を実施し、自然環境への関心を高める。 親子でチャレンジ! 講座(内容未定)、夫婦でチャレンジ! 「初夏のノルディックウォーキング」講座、ふるさと探検講座「大安寺川のホタルを見に行こう」、ライフカレッジ蘇原「植物を使った部屋飾り」作り等を実施する。	予定通り各講座を実施した。 開催回数 32 回	中央ライフデザインセンター	B
	短期講座「さわやか初夏のウォーキング」や長期講座「やさしく庭木の剪定」を通年開設し、身近な自然に親しみながら環境保全の大切さを啓発する。 また、ライフカレッジ、ハイカレッジで省エネを考える講座「省エネランブづくり」や「ひるがの北濃牛乳工場」の見学などを開催し、食や暮らしの視点から環境問題について学ぶ機会を設ける。	予定通り各講座を実施した。 開催回数 20 回	西ライフデザインセンター	B
	おもしろ楽習教室(春夏コース)(秋冬コース)(対象小学 3~6 年生) クラフト・自然観察を実施する。 淡水生物豆博士「アクア・マイスターになろう」(対象小学 4~6 年生) 水族館で観察・実験、生き物調査を実施する。ミツバチ講座(成人対象) ミツバチの飼育・採蜜を実施する。	予定通り各講座を実施した。 出席率 83.4%	川島ライフデザインセンター	B
	短期講座で「手軽に作れるプランター菜園」、「お正月用の寄せ植えをしましょう」。ハイカレッジでにんじん選果場を見学、ライフカレッジでたまりや山川醸造見学、ライフカレッジ講座の中で「外来生物がやってきた」、「清流長良川鮎のはなし」を実施する。	予定通り各講座を実施した。 開催回数 15 回	東ライフデザインセンター	B
環境をテーマにしたイベントの開催	環境月間の 6 月に、環境に関する映画の上映会を開催し、市民の環境意識の向上に努める。 事業実施済のため、終了。	事業完了。	環境政策課	S
	次世代を担うこどもたちに環境に関心をもってもらうとともに、夏の自由研究のテーマにも環境を選択していただけるよう夏のこども環境教室を開催する(テーマ:水辺の環境調査。希少野生水生生物。地球環境教室の 3 講座)。 参加者数 200 人	4 教室(水辺の環境調査、希少野生水生生物、地球環境教室、LED教室)を開催した。 参加者 208 人	環境政策課	A
	環境少年美術展などの催しの中で環境をテーマにしたイベントを開催する。 事業実施済のため、終了。	事業完了。	ブランド創造課	S
	木曽川学事業の一環で、自然に関わるセミナーや体験型講座(野外活動)を開催する。 事業実施済のため、終了。	事業完了。	歴史民族資料館	S

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
地球温暖化防止啓発図書コーナー常設	環境展示コーナー(おうちエココーナー)の充実 ・環境問題やエコに関する資料を重点的に収集、購入をする。 ・牛乳パック工作やエコバック作りなど、子どもだけでなく大人向けにも環境イベントを実施する。 環境関係資料の新規購入目標冊数 100 冊 環境関連イベントの実施 10 回	環境関係資料の新規購入目標冊数 108 冊 環境関連イベントの実施 10 回 ・牛乳パックで手づくり絵本等 参加者数 148 名	中央図書館	A

## C 2 - 1 環境意識を高める啓発を進める

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
環交の日の開催	小中学校による「環境活動パネル展」を開催する。各校の環境活動の成果交流会を開催する。事業実施済のため、終了。	事業完了。	学校教育課	S
	小中学校による「環境活動パネル展」を開催する。各校の環境活動の成果交流会を開催する。事業実施済のため、終了。	事業完了。	環境政策課	S
口座振替支払通知書による3R推進啓発	口座振替支払通知書の封筒に3R推進のキャッチコピーや実践可能な活動のPRを印刷し、市からの支払相手方に郵送する。	平成 29 年度口座振替支払通知書発送件数 24,411 件	会計課	B
市から環境活動をアピールする工夫	広報紙で環境月間の取組を掲載する。環境報告書を作成し、市の環境に対する取組を掲載する。	市の環境への取組を広報紙や環境報告書などで、わかりやすく情報提供した。また、環境月間事業の一環で、水道・環境パネル展を実施し、市の環境への取組をパネルにし、展示を行った。	環境政策課	B
美しいまちづくりの推進	犬の糞放置防止を啓発する看板を製作。市民からの要望に応じて配布し、飼い犬のマナー向上を図る。 必要に応じて広報紙や回覧文書を活用し、正しい犬の飼い方法を周知する。 看板の配布枚数 150 枚	犬の集合注射場での PR や啓発看板の配布により、飼い主のマナー向上を図った。 看板の配布枚数 160 枚。	環境政策課	B
	美しいまちづくり条例に基づき、市街地、主要道路沿線、観光地などに環境美化監視員を配置し、美しいまちづくりを推進する。 広報紙によって美しいまちづくり啓発用看板の配布や雑草の除去等について周知・啓発活動を実施する。 啓発回数 6 回	環境美化監視員を配置するとともに、啓発看板の配布や雑草の除去等について周知・啓発する等、美しいまちづくりを推進した。 啓発回数 10 回	環境政策課	A

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
環境美化監視委員の活動支援	<p>環境美化監視員就任時説明会を開催し、活動内容について説明するとともに活動に必要なごみ袋・身分証明書等を配布し監視員の活動支援体制を整える。</p> <p>6月の第3日曜日に環境美化監視員、まちピカ応援隊や清掃ボランティア団体が一斉に活動する「環境美化活動の日」を設け、団体や監視員の活動を市民にアピールする場とする。</p> <p>環境美化監視員活動報告会を開催し各監視員の活動内容を報告しあうことで他の監視員の活動内容を学び今後の活動に生かせるようにする。</p> <p>環境美化活動の日の参加人員 1,000人以上</p>	<p>実施計画どおり、環境美化監視員の体制整備・支援を実施した。</p> <p>環境美化活動の日の参加人員 1,239人</p> <p>環境美化監視員活動報告会を1月26日に開催した。</p>	環境政策課	A

## C2-2 環境行動を促すきっかけをつくる

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
都市景観賞に、「エコ建築部門」「環境まちづくり活動部門」を新設	<p>各務原市都市景観賞の選考基準に、「エコ建築」、「環境まちづくり活動」の項目を追加して、景観シンポジウムで表彰を行う。</p>	<p>概ね隔年で景観に関する取組事例等を発表している。</p> <p>平成29年度は実施なし。</p>	都市計画課	D
環境問題の研修会	<p>研修会で「環境」をテーマとする研修を実施する。</p>	<p>平成29年度実績なし。</p>	人事課	D
各務原市環境融資	<p>小口融資利用促進のための広報や事業概要説明の機会を捉え、環境融資制度の周知を図る。</p> <p>社会環境が一変し、環境にインセンティブを設ける必要がなくなったため、同事業は終了。</p>	<p>事業完了。</p>	商工振興課	S
環境に配慮した建設工事の推進	<p>「各務原市における環境に配慮した建設工事の推進に関する要綱(平成20年4月1日施行)」に基づき、対象となる建設工事の特記仕様書に環境配慮事項を明記するとともに、請負業者に「環境配慮実施状況報告書」を提出させることで環境に配慮した施行方法の実施、廃棄物の発生抑制及び適正処理、再生材等の利用を促進するなど、建設工事における環境負荷の低減を図る。</p>	<p>対象となる建設工事については、全て環境負荷を低減する取組みを特記仕様書の中で義務付けし実施した。</p>	企画政策課	B

### C3-1 一緒に活動する仲間を増やす

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
環境活動グループの情報整理・提供の支援	環境活動グループについての情報を環境報告書内に掲載する。	環境報告書に、清掃活動等を行うまちピカ応援隊や環境美化活動の日に活動する団体の情報を掲載した。	環境政策課	B
環境活動グループの交流の場の確保	環境活動グループからの要望があれば、機会・場所などの情報提供を行う。	今年度、要望はなかった。 環境報告書に、まちピカ応援隊や環境美化活動の日に活動する団体の情報を掲載した。	環境政策課	B
	各務原生活学校の活動を核に、省エネルギーや水環境問題等への理解を深め、美しく暮らしやすい都市づくりに向けた活動を行う。	年間実施計画のとおり事業を実施できた。当初計画以外の研修会、会議、ワークショップなどにも参加し、環境問題に関する実践活動を通して、様々な課題解決を図ることができた。	まちづくり推進課	B

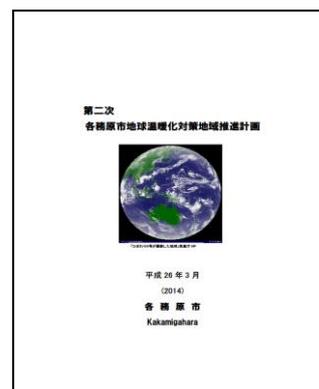
### C3-2 活動を推進する組織をつくる

事業名	事業内容・成果(数値目標等)指標	事業執行状況	担当課	評価
環境行動都市市民推進本部	環境基本計画市民推進本部(環境行動都市市民推進本部)本部会を開催する。	環境基本計画市民推進本部本部会を開催(5月31日)し、環境基本計画の進捗状況について議論した。 平成29年度をもって、同本部会を解散した。	環境政策課	S
	環境基本計画の進捗状況について議論する。	環境基本計画市民推進本部本部会を開催(5月31日)し、環境基本計画の進捗状況について議論した。 平成29年度をもって、同本部会を解散した。	環境政策課	S
環境行動都市市民推進大会	「各務原市環境行動都市市民推進大会」を開催します。 平成24年度に事業終了。	事業完了。	環境政策課	S

## 第2節 各務原市地球温暖化対策地域推進計画

環境基本計画に示す環境課題のうち、地球温暖化について市域における温室効果ガス（CO<sub>2</sub>等）削減に向けた具体的な行動を示す計画です。

本市においては第二次計画が平成26年3月に策定され、平成29年までに温室効果ガスの排出量の削減目標を平成17年度（基準年）比2.2%以上の削減を目標としています。目標達成のために本市の計画では6つの施策体系（環境意識、家庭の取り組み、事業所の取り組み、廃棄物対策、自動車対策、吸収源対策）の展開をしていくことなどが定められています。



## 第3節 各務原市地球温暖化対策実行計画

地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）第21条に基づき、各自治体が京都議定書達成計画に即して、その事務及び事業に関し温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を定める計画です。計画のなかでは、計画期間、地方公共団体の目標、実施しようとする措置の内容、その他実行計画の実施に関し必要な事項を定めるものとされています（第21条第2項）。

本市では平成25年度に「第三次各務原市地球温暖化対策実行計画」（計画期間：平成26年～29年）を定め、廃棄物処理部門を除く市の事務事業（庁舎及び各施設などの電気・ガス・燃料等の使用）により発生する温室効果ガスを24年比2.0%削減することを目的としています。（廃棄物処理部門を含む市の事務事業全体では2.2%の減少が目標）。

表1-3-1 各務原市地球温暖化対策実行計画（計画期間平成26～29年度）における実績

項目（単位）	29年度	24年度	24年比（%）	29年度最終目標（%）	
温室効果ガス排出量（ト：二酸化炭素換算）	55,842	54,395	2.66	(-2.2)	
うち廃棄物処理部門に関するもの	38,689	37,364	3.55		
その他の部門に関するもの	17,153	17,031	0.71	(-2.0)	
内訳	電気（千キロワットアワー）	26,914	28,114	-4.27	(-2.0)
	灯油（キロリットル）	128	156	-17.69	(-2.0)
	A重油（キロリットル）	253	345	-26.57	(-2.0)
	都市ガス（千立方メートル）	947	969	-2.22	(-2.0)
	プロパンガス（千立方メートル）	29	24	20.90	(-2.0)
	ガソリン（キロリットル）	95	98	-3.57	(-5.0)
	軽油（キロリットル）	33	14	135.59	(-5.0)

※「内訳」は廃棄物処理部門を除いた、その他の部門の内訳。

## 第4節 各務原市環境基本計画市民推進本部

持続可能な社会を形成するためには、市民・事業者・各種団体・議会・行政がそれぞれの役割と責任のもとで、主体的・自発的に取り組むとともに、相互に連携しながら一体的な推進体制を構築する必要があります。

そこで、活動目標と各主体の役割の確認をする場として、「各務原市環境基本計画市民推進本部」の本部会を5月に開催しました。

## 第5節 各務原市環境市民会議

環境基本計画に基づく取組の点検・評価、及び平成30年度からの「第2次各務原市環境基本計画」を策定するために10名の環境市民会議委員を招集しました。委員は、学識経験者、事業者、市民等で構成され、29年度は3回の会議を開催しました。

会議では、以下の事項について報告するとともに協議を行った。(協議事項は承認)

### 【7月26日 第1回会議】

- <報告・協議事項>
- ・環境基本計画実施状況と平成29年度の主な環境施策について
  - ・第2次各務原市環境基本計画(素案)について
  - ・第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画(骨子案)について

- <主な意見>
- ・大人はお手本を示さないといけない立場なのに、大人がポイ捨てしたごみ(煙草や空き缶等)を子どもが拾っている。まずは大人の意識改革が必要だと思う。
  - ・ポイ捨てに対して何か対策をしてほしい。煙草の吸殻のポイ捨ても減ればと思っている。
  - ・犬の飼い主は糞を拾う袋の携帯はしているが、拾わず足で畦道に糞を捨てる人もいる。
  - ・(食品スーパーで)製造計画を見直しながら食品廃棄削減に取り組んでいる。

### 【11月9日 第2回会議】

- <報告・協議事項>
- ・第2次各務原市環境基本計画(案)について
  - ・第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画(案)について

- <主な意見>
- ・計画の内容はどのように市民に周知・浸透させるのか。機会をとらえて若い父母や大人たちに伝えていってほしい。
  - ・現状のグラフについて、全国や他市との比較がわかるようにしてほしい。

### 【2月23日 第3回会議】

- <報告・協議事項>
- ・パブリックコメントの結果について
  - ・第2次各務原市環境基本計画の承認について
  - ・第3次各務原市地球温暖化対策地域推進計画の承認について

- <主な意見>
- ・ふれあいバスやふれあいタクシーは改善されているが、まだ使い勝手が良くないという声を聞く。使いやすいよう考えていただきたい。
  - ・「3010 運動」は年度末に向けてより一層啓発に力を入れてほしい。
  - ・環境基本計画のページの空いた部分に、より内容がわかりやすくなるような記事を掲載できないか。

第 3 回環境市民会議において、第 2 次各務原市環境基本計画及び第 3 次各務原市地球温暖化対策地域推進計画の承認を得て、策定しました。

### 各務原市環境市民会議名簿（平成 29 年度）（敬称略）

（学識経験者）

委員長	北川 リツ	環境カウンセラー
	鳥居 甚吾	中部学院大学講師
	水野 友有	中部学院大学准教授

（団体代表者）

武藤 孝子	各務原市生活学校
野中 好子	各務原市子ども会育成協議会

（事業所代表）

竹中 雄司	岐阜車体工業株式会社
若松 庄司	イオンリテール株式会社

（市民代表）

副委員長	松尾 誠司
	石脇 育子
	黒井 美嘉

### 第 6 節 環境保全協定（公害防止協定）

公害防止協定については、岐阜県公害防止条例（第 67 条の 2）のなかで「事業者は、県又は市町村から、公害防止に関する協定の締結について申し出を受けたときは、その申し出に応じなければならない」と定められていることから、市では、この条例の規定に基づき、下記の事業者と公害防止協定を締結しています。

表 1 - 6 - 1 公害防止協定締結事業所

締結年月日	事業者名	締結年月日	事業者名
昭和 52 年 8 月 2 日	岐阜木材流通団地(協)	昭和 54 年 5 月 31 日	揖斐川工業(株)
昭和 58 年 3 月 7 日	カルビー(株)	昭和 58 年 3 月 7 日	フジミインコーポレーテッド
昭和 61 年 9 月 13 日	鍋屋工業(株)	昭和 62 年 3 月 31 日	三晃染色(株)
平成 6 年 8 月 26 日	(株)三栄水栓製作所	平成 11 年 9 月 1 日	(株)MTK

## 【環境創出協定】

地域の環境保全を目的とし、騒音・振動等に関し協定基準などを定める従来の公害防止協定の要素に加え、地球環境保全の見地から、廃棄物の削減目標や温室効果ガスの発生抑制対策などについても定める協定です。この協定は、事業者と県、市（地元自治体）の三者で締結され、一層環境負荷の低減を目指すとともに豊かで快適な環境の創出を目的としています。

表 1-6-2 環境創出協定締結事業所

締結年月日	事業者名
平成 16 年 8 月 23 日	岐阜プラスチック工業㈱

※ 協定期間 31 年 8 月迄（3 年更新）

## 第 7 節 環境啓発・環境学習

### 1. こども環境チャレンジ宣言

こどもたちが環境問題を身近に感じ、環境保全に取り組むきっかけをつくるために、市内全小学生を対象に「こども環境チャレンジ宣言」として、環境保全のために取り組むスローガンや環境にまつわる川柳、そして、家庭での「環境活動」の取り組みについて募集したところ、平成 29 年度は 595 枚の応募がありました。

審査の結果、優秀賞に選ばれた作品、作者は下記のとおりです。

□こども環境チャレンジ宣言・優秀賞

- ・「せつでんで地きゅうおんだんかをストップ」  
豊田 悠さん（那加第二小 2 年）
- ・「テレビさん でんげん切って くろいかお」  
鈴村 百菜さん（那加第三小 3 年）
- ・「ゴミ拾い 声かけ合って 広めよう」  
金武 稜久さん（蘇原第二小 6 年）

### 2. こども環境教室

次世代を担うこどもたちが環境問題に関心をもつきっかけとするとともに、夏休みなどを利用して環境に関する研究の取り組み方法を学んでもらうために開催しています。

平成 29 年度は水辺の環境（7 月 17 日開催。

参加者 18 名）、希少水生生物（7 月 17 日開催。

30 名）、地球環境（7 月 27 日開催。40 名）

をテーマに各教室を開催しました。



### 3. 出前講座

「環境教育推進法」（環境保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律）第 9 条では、国や自治体は「国民がその発達段階に応じ、あらゆる機会を通じて環境の

保全についての理解と関心を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における環境教育の推進に必要な施策を講ずるものとする」と定めています。

これを受け、市では、こども環境教室を夏季に開催しているほか、生涯学習まちづくり出前講座「親子で取り組もう生活排水対策」を設け、身近な河川に関心をもってもらうためパックテストを用いて川の簡易水質調査を行なうメニューを用意しています。

#### 4. 環境まなびサイトの充実

子どもたちに地域素材を扱った資料を提供することで、興味や関心を一層喚起し、体験学習につなげることや市民へ環境に関する情報を発信することを目的に、環境まなびサイトを運営、データ更新をしました。

環境まなびサイトのページ（市の公式サイトからもご覧いただけます）

<http://www.city.kakamigahara.lg.jp/life/kankyogomi/92/index.html>

#### 5. 環境月間の取組み

市民の環境に対する意識を高揚させることを目的に、6月5日（環境の日）を中心に環境月間事業とし、普段何気なく飲んでいる水道水や家庭から出るごみについて、改めて考えてもらうきっかけとなるよう環境・水道パネル展を開催しました。

##### ○環境・水道パネル展

展示場所：産業文化センター

展示期間：平成29年6月1日（木）

～6月7日（水）

展示内容：  
・生ごみの水切り・食品ロス・雑がみ回収について  
・夏季の節電・エコドライブについて  
・ガラスビンのリユースについて  
・各務原市の水道施設、水道管について  
・各務原市の水質について  
・災害対策について



その他、月間中に環境美化活動の日の清掃活動や不法投棄防止重点監視活動等を行いました。

#### 6. こども環境賞

次世代の環境人づくりを目的とし、教育委員会が実施する「各務原市小中学校科学作品展」出展作品のうち、環境をテーマとした優れた取組みを行った作品を選定し、表彰しました。

この作品展の対象となった作品数は、小学校 582 点（581 人）中学校 49 点（101 人）

で、その中で小学校 133 点、中学校 43 点が入賞作品となりました。

このうち「こども環境賞」の受賞作品は、小学校 5 点でした。

## 第2章 環境の現状と対策

### 第1節 大気環境

大気汚染5物質（二酸化硫黄、二酸化窒素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質）の常時測定を蘇原中央町の観測所で行っています。

- ・ 二酸化硫黄（SO<sub>2</sub>）の測定結果（平成29年度）

二酸化硫黄は燃料などに含まれる硫黄分の燃焼によって発生する無色の気体です。刺激臭があり、呼吸器などに影響を与えます。

観測の結果、測定値の年平均は5ppb（ppb=10億分の1）という良好な結果でした。

※ 環境基準…日平均値が40ppbを越えた日が2日以上連続せず、かつ日数が年間の2%以下

- ・ 二酸化窒素（NO<sub>2</sub>）の測定結果（平成29年度）

二酸化窒素は燃料などに含まれる窒素分の燃焼で発生する赤褐色の気体で、二酸化硫黄と同様に刺激臭があり、呼吸器などに影響を与えます。

観測の結果、年平均値は7ppbと、28年度と同様の結果でした。

※ 環境基準…通年の日平均値の98%値が40～60ppbのゾーン内または以下

- ・ 光化学オキシダント（OX）の測定結果（平成29年度）

紫外線の光化学作用により、大気中の炭化水素や窒素化合物から生成される、強酸化性物質。目やのどの痛みを引き起こす光化学スモッグの原因となります。

環境基準は測定値（1時間値）が「60ppb以下」ですが、残念ながら11月～2月以外は環境基準を超えた測定値が観測されたため、環境基準を達成することができませんでした。

- ・ 浮遊粒子状物質（SPM）の測定結果（平成29年度）

大気中に浮遊しているばい塵や粉塵など粒子状の物質を浮遊粉塵といいます。このうち大きさが10μm以下のものを浮遊粒子状物質といいます。

測定値の平均は13μg/m<sup>3</sup>で、環境基準の100μg/m<sup>3</sup>を大きくクリアしています。

- ・ 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）の測定結果（平成29年度）

大気中に浮遊している2.5μm（1μmは1mmの千分の一）以下の小さな粒子のことで、前述の浮遊粒子状物質より小さな粒子です。非常に小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が心配されています。

1年平均値は7.6μg/m<sup>3</sup>で環境基準の15μg/m<sup>3</sup>をクリアしました。また、1日平均値の環境基準35μg/m<sup>3</sup>を超えた日は観測されなかったため環境基準を達成することができました。

大気の観測の結果、大気汚染5物質のうち光化学オキシダントについて環境基準を達成できていませんでした。私たちそれぞれが心がけ、原因物質である排ガス低減に努めることが求められています。

## 第2節 水環境

### 1. 河川

市内主要河川で工場、生活排水による水質汚濁と、魚類など生物への影響の状況を監視・測定しています。

平成29年度は、水の有機的な汚れ具合を示す指標である生物化学的酸素要求量（BOD）、浮遊物質（SS）について、全ての観測地で環境基準を達成することができました。

表2-2-1 BOD測定結果

単位：mg/l

#### ・ BOD

水中の汚れ（有機物）を分解する細菌が必要とする酸素の量。数値が高いほど水が汚れています。

※「BOD75%値」（全データのうち75%以上のデータが基準値を満たすかどうかで評価）で判定

水域・地点	基準値	28年度	29年度
木曾川上流 (川島大橋)	2.0以下	0.7	0.8
新境川上流 (東泉橋)	3.0以下	1.5	1.4
新境川下流 (応連寺橋)	5.0以下	1.3	1.4
新境川下流 (木曾川合流前)	5.0以下	1.2	1.1
境川上流 (岩地橋)	5.0以下	1.1	0.8

表2-2-2 浮遊物質測定結果

単位：mg/l

#### ・ 浮遊物質（SS）

水中に浮遊する物質の量。数値が高いほど水が汚れています。

水域・地点	基準値	28年度	29年度
木曾川上流 (川島大橋)	25以下	1.5	1.6
新境川上流 (東泉橋)	25以下	2.4	1.8
新境川下流 (応連寺橋)	50以下	2.0	2.3
新境川下流 (木曾川合流前)	50以下	2.7	2.5
境川上流 (岩地橋)	50以下	3.7	2.6

※値は各地点の平均値

河川の水質汚濁は、家庭から未処理で流される生活雑排水が主な原因です。河川の自浄能力を超えて汚濁物質が流入すると、水中の酸素が不足し、魚など生物が住めない河川となってしまいます。調理くずなどの流出防止や油の適正な処理、洗剤の適量使用などを心がける必要があります。

## 2. 地下水

地下水についても、市内全般で水質の監視・測定を行なっています。

測定の結果、地下水の環境基準のうち、市の東南部で硝酸性窒素の濃度が環境基準「1リットルあたり10ミリグラム」を超えている地域（3観測地点）が残っています。

有機溶剤であるテトラクロロエチレン（環境基準は1リットルあたり0.01ミリグラム以下）は1地点で、四塩化炭素（環境基準は1リットルあたり0.002ミリグラム以下）については3地点で環境基準を達成することができませんでした。

現在のところ、いずれの地点でも汚染の大きな広がりはありませんが、今後も引き続き地下水の監視・測定を行っていきます。

図2-2-1 各務原市の地下水質図



## 3. その他池沼等

ゴルフ場周辺の3池（持田池、北山池、寒洞池）で、チウラム（環境基準は1リットルあたり0.06ミリグラム）、シマジン（環境基準は1リットルあたり0.03ミリグラム）などの農薬が人の健康の保護に関する環境基準を超過していないことを確認しました（結果は3池とも不検出）。

## 第3節 騒音・振動

騒音に係る環境基準（以下「一般環境騒音」という。）及び航空機騒音に係る環境基準（以下「航空機騒音」という。）の地域類型指定に伴ない、その達成維持状況を把握し、騒音から生活環境を保全するのに必要な施策を講ずるため環境騒音定点観測調査を実施しています。

図2-3-1 一般環境騒音測定地点図



表 2-3-1 平成 29 年度一般環境騒音測定結果

A. 道路に面しない地域

測定地点 (地域類型) 時間帯/音圧レベル		松田南公園 (松が丘七丁目) (A)	天神神社 (上中屋町三丁目) (C)	市役所北 (那加桜町一丁目) (C)	神明神社 (川島松原町) (B)
		測定日	5月23日	5月23日	5月23日
昼間 1	等価騒音レベル(Leq)	42.6	41.2	48.4	44.0
	(中央値 (dB))	(40.0)	(39.5)	(43.9)	(40.5)
昼間 2	等価騒音レベル(Leq)	45.6	44.8	50.1	47.4
	(中央値 (dB))	(43.0)	(42.4)	(44.3)	(44.3)
環境基準値		55	60	60	55
達・否		○	○	○	○

備考) 地域類型A 専ら住居の用に供される地域  
 地域類型B 主として住居の用に供される地域  
 地域類型C 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

B. 道路に面する地域

自動車騒音測定結果

路線名	年度	測定地点	等価騒音レベル(db)			
			昼間	夜間	昼間	夜間
芋島鵜沼線	29	前度東町	69	65		
一宮各務原線	29	川島河田町	59	48		

環境基準達成状況の評価結果

路線名	評価区間 延長(km)	対象住居 等戸数	昼夜とも 基準値以下	昼のみ基 準値以下	夜のみ基 準値以下	昼夜とも 基準値超
芋島鵜沼線	12.2	1,260	1,075	185	0	0
一宮各務原線	3.8	321	320	1	0	0
計	16.0	1,581	1,395	186	0	0

※平成 24 年度より測定方法が面的評価に変更になった。

航空機騒音調査地点

測定地点 (地域類型)	測定期間		L d e n	1 週間の機数			環境基準	
				N 2	N 3	合計	適・否	
中央保育所 (I)	春季	5.25~5.31	59.2	132	10	142	57	×
	秋季	10.24~10.30	61.8	148	0	150		×
水道事業庁舎 (II)	春季	5.9~5.15	66.3	294	25	320	62	×
	秋季	10.3~10.9	65.5	182	7	199		×
陵南福祉センター (II)	春季	5.17~5.23	57.1	347	4	351	62	○
	秋季	10.11~10.17	54.8	357	10	367		○

航空機騒音測定結果（於：市役所屋上。地域類型II）

年 度	L d e n	年 間 の 合 計 機 数					日 平 均 機 数					環境基準値
29年度 測定日数	最少～最大	N 2	N 3	N 1	N 4	合 計	N 2	N 3	N 1	N 4	合 計	62
(年度集計) 325日	66.7 26.0~73.6	7993	293	7	2	8295	31	1	0	0	32	×

- 備考) 1. Lden(時間帯補正等価騒音レベル)とは、各飛行機の騒音の、聞こえ始めから聞こえ終わりまでの人が受ける騒音エネルギーを計測したもので、飛行騒音のみでなく、地上騒音(航空機が誘導路を走行する際に発生する騒音など)も評価の対象としています。現在、国際的に主流な評価方法となっており、平成25年度より今までのWECPNLより変更されました。
2. 航空機騒音計の検定のため、11月10日~12月19日の間は欠測。

第4節 化学物質対策

環境大気中のダイオキシンの測定を市東部、西部の2箇所で実施しました。測定結果は下表のとおりでいずれの地点でも、環境基準を満たしています。

- (1) 測定地点 鶴沼市民サービスセンター  
 (2) 測定期間 平成29年11月27日~11月28日

項目	毒性等量(pg-TEQ/m3)	基準値(pg-TEQ/m3)
ダイオキシン類	0.009	0.6以下

- (2) 測定地点 各務原市産業文化センター  
 測定期間 平成29年11月27日~11月28日

項目	毒性等量(pg-TEQ/m3)	基準値(pg-TEQ/m3)
ダイオキシン類	0.009	0.6以下

※ 基準値は2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。

## 第5節 浄化槽の整備

### 1. 浄化槽設置整備事業補助

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し生活環境の保全を図るため、浄化槽の設置に関する費用の一部を補助するものです。

専用住宅及び併用住宅で、設置後の維持管理の責任が明らかになっている50人槽以下の浄化槽を設置する方に対して補助金を交付しました（建売住宅は除く）。平成13年度に補助制度ができてから平成29年度までに、累計2,686基の浄化槽がこの補助金制度で設置されました。平成27年度からは、環境への負荷が大きい単独浄化槽撤去費用の一部補助を新たに行うことで単独浄化槽からの切替を促進しました。

#### ・平成29年度浄化槽設置基数130基

内補助実績 65基※補助実績以外の浄化槽は、住宅以外、補助区域外等のもの

内訳	5人槽	……………	37基
	6～7人槽	……………	25基
	8～50人槽	……………	3基
	単独浄化槽撤去費用補助	…	7基

## 第6節 環境美化

### 1. 美しいまちづくり条例に基づく活動、取組み

本市では、空き缶や吸殻などのポイ捨てごみの散乱を防止することにより、地域の環境美化の促進を図り、市民の清潔で快適な生活環境を確保することを目的として「美しいまちづくり条例」を、平成11年3月に制定（施行は7月）しています。条例では、ポイ捨てを禁止しているほか、犬のフンの回収義務（放置禁止）や管理する土地における雑草の繁茂の防止と清掃に努めることも定められています。

また、条例（第10条）に基づき、ポイ捨てごみの散乱等を防止するため環境美化監視員を置くことについても定められていることから、市では、市街地、主要幹線道路・観光地の沿線自治会などを中心に監視員を71名（29年度）配置し、地域における環境体制の整備にも努めています。

表2-6-1 平成29年度環境美化活動報告等件数

地域の巡回	113
清掃活動	88
不法投棄	15
雑草・樹木等	6
ペット（フン害等）	5
その他	17
合計	126□

※重複あり



## 2. 清掃美化

ボランティアによる地域の清掃活動の支援や、犬・猫などの小動物の死体の回収業務など地域の環境衛生の向上や美化に努めました。

表 2 - 6 - 2 平成 29 年度環境美化活動の日参加団体

	団体名	参加者数
1	大安寺川ホテルを育てる会	45
2	朝日ふれあいの会	28
3	おがせ周辺クリーンクラブ	28
4	つつじが丘上池クラブ	15
5	鶉沼台ソフトボールクラブ	10
6	旗本徳山陣屋公園フレンドシップ	13
7	野口パークレンジャー	26
8	レインボークラブ コアミ	18
9	桜丘中学校	458
10	岐阜各務野高校	290
11	渡・リバーサイドオアシスクリーンフレンド	24
12	南陽台環境ボランティア	15
13	緑苑中環境ボランティア	20
14	緑苑西環境ボランティア	10
15	まちピカグループ新那加町	20
16	豆電球クラブ（中部電力各務原営業所）	45
17	夢屋クラブ	4
18	苺の会	9
19	Love&Peace Family	8
20	各務原清掃株式会社	10
21	岐阜信用金庫各務原支店	26
22	環境美化監視員	41
23	岐阜プラスチック工業㈱管理部	50
24	セブンブリッジ愛好会	26
	合 計	1239

表 2 - 6 - 3 平成 29 年度犬・猫等回収実績

犬・猫などの小動物の死体の回収件数	863 件
-------------------	-------

## 第7節 環境衛生

### 1. 犬登録・狂犬病予防注射

狂犬病予防法により、犬の登録と年1回の狂犬病予防注射が義務付けられています。狂犬病の発生とその蔓延を未然に防止するため、保健所、獣医師会と連携し、集合注射等をおして狂犬病予防注射の接種率向上に努めました。

- ・集合注射 … 毎年4月に市内44箇所を巡回
- ・新規犬登録 … 525頭      狂犬病予防注射 … 6,767頭

### 2. 道路側溝防疫剤散布

道路側溝内の衛生害虫や不快害虫（主にユスリカ）の発生を抑制するため、自主的活動によってそれらを駆除できない場所や地形的に十分な排水勾配をとることができない場所を対象に、錠剤散布消毒を実施することにより良好な生活環境の保全に努めました。

- ・防疫剤散布実績 … 延長：L=200km



### 3. 特定外来生物「アルゼンチンアリ」防除

アルゼンチンアリは南米原産の放浪アリで、不快害虫、農業害虫であると同時に地域の生態系にダメージを与えるため、国から特定外来生物に指定されています。

各務原市では、平成19年3月にアルゼンチンアリの生息が確認され、それ以来、地元自治会と協働して防除活動を実施してきました。

平成21年度から平成23年度は、環境省が本市で「アルゼンチンアリ防除モデル事業」を実施し、その実績として、アルゼンチンアリー斉防除マニュアルが作成されました。

平成24年度から平成26年度は、アルゼンチンアリ生息域の自治会と各務原市で設立した「各務原市アルゼンチンアリ対策協議会」により、一斉防除マニュアルにもとづき春と秋の2回、ベイト剤（えさの形をした薬剤）による一斉防除と、冬季防除を行いました。平成27年度からは、市直営で、同様な防除を行っています。防除活動の結果、平成24年春の一斉防除前のアリの個体数を100%とした場合、平成29年秋の一斉防除後は14.8%まで減少しました。また、生息範囲の広がりを食い止めることができました。



#### 4. 「瞑想の森 市営斎場」の管理運営

人生の終焉の場として、荘厳かつ厳粛で、葬送にふさわしい施設環境の保持に努めました。また、火葬業務を円滑に行うため、火葬炉定期修繕工事を実施しました。

表 2-7-1 市営斎場等使用件数

12 歳以上	1,368 件
12 歳未満	0 件
死産児	28 件
胞衣及び産汚物	1 件
身体の一部	3 件
霊安室	27 件
犬猫	1,599 件
待合室	828 件

#### 5. 「公園墓地 瞑想の森」の管理運営

平成 28 年度に市民アンケートによる墓地需要予測を行った結果、承継の心配のいらない合葬墓のニーズが多くあったため、市営墓地内に合葬墓を整備することにしました。平成 29 年度は実施設計及び地質調査を行いました。平成 30 年度は建設工事を行い、平成 31 年度の募集開始を目指しています。

- ・平成 29 年度新規使用許可 … 24 区画



【市営墓地】



【合葬墓予定図】

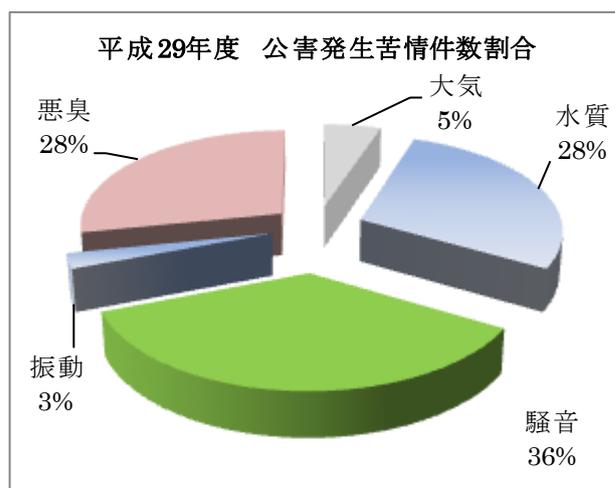
## 第8節 公害

環境対策基本法第2条では、「公害」とは、環境保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動にともなって相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下及び悪臭によって人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう、と定められています。

公害苦情の発生件数は下表のとおりですが、市が住民にとって身近な公害苦情の窓口であることから、悪臭、騒音など近隣の事業所・事業活動からの苦情の申し立てが総数の半分をこえています。

表・図2-8-1 公害苦情発生件数

	28年度	29年度
大気	5	2
水質	8	11
土壌	0	0
騒音	19	14
振動	2	1
地盤	0	0
悪臭	14	11



## 第Ⅱ編 廃棄物処理

### 第1章 平成30年度一般廃棄物処理計画

#### 第1節 事業年度

平成30年度（平成30年4月1日から平成31年3月31日まで）

#### 第2節 一般廃棄物の排出状況

1) 計画処理区域	各務原市全域
2) ごみの排出量	50,648 トン／年
3) し尿の排出量	3,430 キロリットル／年
4) 浄化槽汚泥の排出量	42,330 リットル／年

#### 第3節 ごみ処理計画

収集・運搬する廃棄物の量

1) 可燃ごみ	29,300 トン／年
2) 不燃・破碎ごみ	1,700 トン／年
3) 資源ごみ	1,408 トン／年
4) 有害ごみ	70 トン／年
5) 緑ごみ	1,500 トン／年

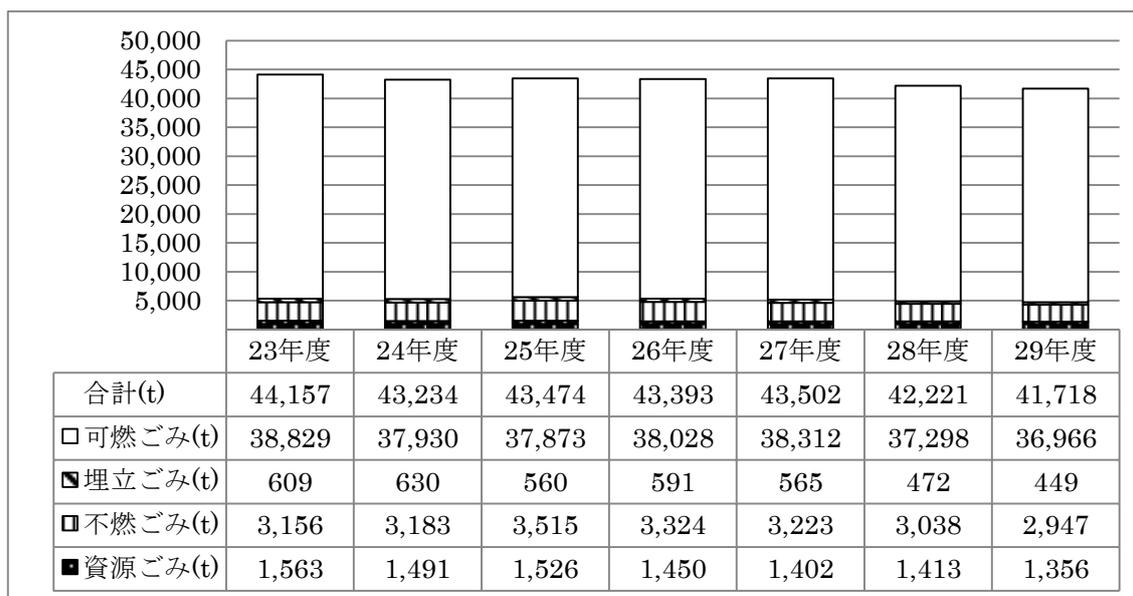
## 第2章 ごみ処理事業

### 第1節 処理の現状

ここ数年のごみ処理量は、若干の減少傾向にあります。これは、燃やすごみの有料化制度の導入や、緑ごみの回収などによるものと考えられます。

なお、平成23年度からは、祝日（年始を除く）のごみ収集を行い、市民サービスの向上に努めています。

表・図2-1-1 ごみ処理量



※平成22年度まで岐阜羽島衛生施設組合で処理していたごみ（川島地区分）は、平成23年度より北清掃センターで処理しています。

### 第2節 ごみ処理単価

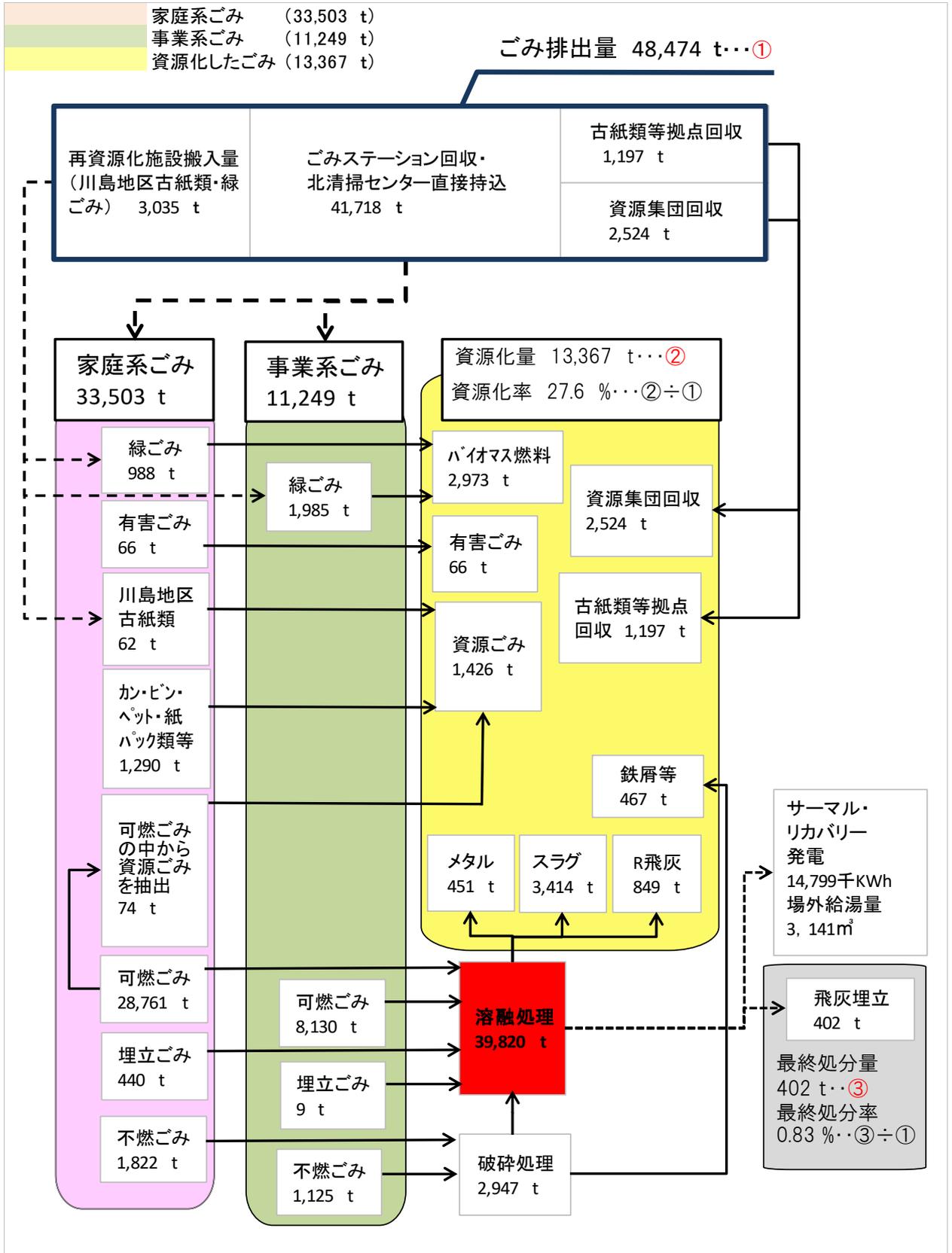
ごみ1トン当たりの処理に係る単価は以下のとおりとなっています。

表2-2-1 ごみ処理単価

種 別	1トン当たりの単価
収 集	12,882 円
処 理	30,948 円
合 計	43,830 円

第3節 収集処理実績（北清掃センターにおけるごみ（一般廃棄物）処理の流れ）

- 平成29年度 ごみ排出量 48,474 t・・・①
- 平成29年度 ごみ資源化量 13,367 t・・・②
- 平成29年度 ごみ資源化率 27.6 %・・・②÷①



## 第4節 3Rへの取組み・広報啓発活動

### 1. 紙ごみリサイクル事業

20年度より開始した家庭から排出される可燃ごみの減量化や資源化を推進する「紙ごみリサイクル事業」に取り組みました。

この事業では、以下の3つの取り組みを行いました。

- ① 地域の学校等が主催する資源集団回収による古紙類の定期的な回収。
- ② 公共施設や大型ショッピングセンターなど39箇所に「古紙回収ボックス」の設置。
- ③ 包装紙や紙箱などの「雑がみ」の回収の強化。

回収量につきましては減少傾向ですが、これは、紙の需要にかかる構造的なマイナス要因（広告等の電子媒体への移行、経費削減による薄い紙へのシフト等）のほか、民間事業者による古紙回収拠点の開設によるものと考えられます。

表2-4-1 古紙回収実績

(単位：トン)

年 度	27年度	28年度	29年度
回収実績	4,831	4,223	3,718

### 2. 緑ごみリサイクル事業

家庭や事業所等から排出される樹木のせん定枝や落ち葉、刈り草などの「緑ごみ」の焼却処理を中止し、市内21ヶ所の回収拠点及び一部自治会において、分別回収を行いました。回収された「緑ごみ」は、市内の民間再資源化施設へ搬入され、バイオマス燃料としてリサイクルされます。

また、公園、学校、公共施設及び街路樹などの樹木の剪定などに伴う「緑ごみ」は、たい肥化处理し、市民への無料配布や公園などの植栽・緑化工事に活用されました。

これに伴い、北清掃センターへ搬入されるごみが減少し、焼却処理に伴い発生する温室効果ガスの排出量が削減されました。

表2-4-2 緑ごみ回収実績

(単位：トン)

年 度	27年度	28年度	29年度
バイオマス燃料化处理	3,880	3,453	2,973
たい肥化处理	189	203	234
合 計	4,069	3,656	3,207

※バイオマス燃料化处理は、市外の事業系緑ごみは除く。

※たい肥化处理実績は、出荷したたい肥の量を示す。

### 3. マイバッグの推進

平成 20 年度よりスタートしたレジ袋削減（有料化）事業。

市ウェブサイトでマイバッグ使用の呼びかけを行いました。

平成 29 年度末の時点で、レジ袋有料化を実施している店舗は協定外も含め 13 店舗です。



表 2-4-3 29 年度レジ袋削減（有料化）事業参加店（50 音順）

店舗名	
アピタ各務原店	アミカ各務原店
イオン各務原店	サンマートサカイ蘇原店
スーパーサカイ	スーパー三心蘇原店
スーパー三心那加店	バロー各務原中央店
ピアゴ各務原店	平和堂うぬま店
マックスバリュ各務原店	マックスバリュ各務原那加店
ヤマワ本店	

### 4. 環境行動優良事業所認定事業

平成 20 年度より地域及び地球規模の環境対策、廃棄物の発生抑制やリサイクル並びにその他環境に配慮した行動を積極的に取り組んでいる市内の事業所等を「環境行動優良事業所」として認定し、その取り組み内容を市ホームページ等を通して、広く市民に周知するなど事業者の環境活動を支援しています。

平成 29 年度 各務原市環境行動優良事業所認定事業所の活動状況

製造業者（一部抜粋）
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ネオンサインの点灯時間を、タイマーを用いることで短縮している。</li> <li>・ ドライブレコーダーとタコグラフ機能の付いた車載器を車両に搭載し、運転手にエコドライブ・安全運転を意識させている。</li> <li>・ 人感センサーを設置し、不要な照明の消灯に努めている。</li> <li>・ 通気性に優れた制服を採用し、エアコン使用時の電力消費量の削減に努めている。</li> <li>・ 空調機器、トランス、証明の更新時に高効率なものを選定している。</li> <li>・ ガスタービンコジェネを導入し、熱と電気をバランスよく使用している。</li> <li>・ 事務用品等で再生品・エコマーク商品・グリーン商品を積極的に購入、活用している。</li> <li>・ 外気温に応じて構内放送を流し、空調機器の運転／停止を行っている。</li> <li>・ 夏季・冬季に全職場の省エネパトロールを行っている。</li> <li>・ 環境マネジメントシステム（EMS）の導入。</li> <li>・ 事務所の蛍光灯を LED 灯に変え、省電力化に取り組んでいる。</li> </ul>

- ・ 省エネに関する企業診断を実施し、実態把握と省エネのための対策を構築している。
- ・ 夏季軽装の実施。
- ・ 緑のカーテン設置による省エネ活動の展開。
- ・ 太陽光発電による CO2 の削減。
- ・ 工場周辺の更なる植栽。
- ・ 排水を常時モニターし、有害物が工場外へ流出しないようにしている。
- ・ 薬品や油は土壌に浸透しない場所で取り扱っている。
- ・ 水質・大気等について、法令の環境規制より厳しい自社基準値を設定している。
- ・ 裏紙の使用、縮小・両面コピーの利用を推進している。
- ・ 各事務所にリサイクル BOX を設置し、紙の種類毎に分別している。
- ・ 廃棄物の排出量を「事業系一般廃棄物量管理表」により量目管理している。
- ・ ペーパーレスを意識し、FAX やメールの機能を活用する。
- ・ 産業廃棄物から有償資源への転換推進に取り組んでいる。
- ・ 敷地周辺は定期的に清掃している。
- ・ 作業員に対し、ごみ削減対策、地球温暖化などの環境改善への啓発をしている。
- ・ 小学校・中学校への出前教室。
- ・ 近隣の小中学校の工場見学を積極的に受入れ、環境学習の一環として協力している。

#### 小売業者（一部抜粋）

- ・ 生ごみを計量し、廃棄量を可視化することで、廃棄抑制に努めている。
- ・ 各テナントの照明管球交換で LED 等の長寿命、省エネ製品を積極的に使用している。
- ・ 店舗入り口にリサイクルボックスを設置して、使用済容器等を回収している。
- ・ 駐車場内で家庭から出た資源ごみの回収を実施。
- ・ 段ボール、古紙等は 100%再利用に努めている。
- ・ 事業所ごみの排出元別（売場別）計量化の実施により排出量削減に努めている。
- ・ 商品納品時にオリコン（プラスチックカゴ）を使用し、段ボール等の排出量削減に努めている。
- ・ 店舗で使用した廃食用油を BDF 燃料に再資源化している。
- ・ 買物袋持参運動の実施（マイバッグ・マイバスケットの販売、レジ袋有料化）
- ・ 店舗周辺の清掃作業を実施している。

表 2-4-5 環境行動優良事業所認定事業者（認定番号順）

事業者名
川崎重工業株式会社 航空宇宙カンパニー
岐阜車体工業株式会社
天龍ホールディングス株式会社
岐阜プラスチック工業株式会社
株式会社鶺鴒
エーザイ株式会社 川島工園
川崎岐阜協同組合
中部電力株式会社 各務原営業所
榎本ビーエー株式会社
高安株式会社
中日本ダイカスト工業株式会社
イオンリテール株式会社 イオン各務原店
ユニー株式会社 アピタ各務原店
マックスバリュ中部株式会社 マックスバリュ各務原店
ユニー株式会社 ピアゴ各務原店
株式会社サンマートサカイ 蘇原店
株式会社ヤマワ 本店
生活協同組合 コープぎふ 尾崎店
株式会社コノミヤ 鶺鴒店
ムトー精工株式会社
株式会社フジミインコーポレーテッド
日本毛織株式会社 岐阜工場
岐阜県金属工業団地協同組合
株式会社 樋口製作所
SANEI 株式会社 岐阜工場
株式会社 イナバ印刷社
テルモ・テクニカルサプライ株式会社
株式会社東海スプリング製作所 鶺鴒工場
那加印刷株式会社
リメイキング株式会社 各務原営業所
各務原衛生 株式会社
株式会社 デザインラボ
各務原清掃 株式会社
各務原清掃 株式会社 那加営業所
山興印刷株式会社
生活協同組合 コープぎふ 各務原支所
株式会社バロー 各務原中央店
株式会社平和堂 うぬま店
マックスバリュ中部株式会社 マックスバリュ各務原那加店

株式会社那加自動車教習場
ジップドラッグ 川島店
中日新聞那加北部専売店有限会社山田新聞店

## 5. 不用品交換銀行

不用品交換銀行は、家庭において不用になった家庭用品等で、まだ再使用できる物品について、これを希望する市民に情報を提供し、再使用を推進し、資源の有効利用と不用品再利用等に関する市民意識を高めることを目的とした制度です。

平成 29 年度は、67 件成立しました。

## 6. 不用家具リユース事業

北清掃センターへ粗大ごみとして搬入された家具類のうち再利用可能なものを修繕して市民へ販売する事業で、循環型社会の構築にむけたリユースの取り組みの強化と 3R の意識高揚を目的としています。

平成 29 年度は、100 件の家具を販売しました。

## 7. 広報活動

一般廃棄物の処理について、行政と市民の相互協力による環境事業の円滑な推進を図るため、市ウェブサイトや広報紙等により、次の広報活動を実施しています。

- (1) 市の環境状況や環境施策の進捗状況を市民・事業者等に報告するための資料として「各務原市環境報告書」を作成し、市ウェブサイトに掲載。
  - (2) ごみの回収や出し方の周知を目的とした「ごみ・リサイクルカレンダー」及び「ごみ出しガイドブック」の配布。
  - (3) 紙ごみ・緑ごみの回収についての周知を目的とした「古紙回収ステーション一覧表」「緑ごみ拠点回収日程表」の配布。
  - (4) 市ウェブサイトや広報紙を利用した環境行政に関する情報の提供。
  - (5) 生ごみの水切り
  - (6) 食品ロス削減
  - (7) 雑がみの分別
- 広報、自治会回覧、各種イベントでのチラシ配布

## 8. 出前講座

市民生活の中から出てくるごみの処理や、ごみの分別・リサイクルについて、より理解を深めていただくため、市民団体・学校等の集会において出前講座を開催しています。

平成 29 年度は、2 件の出前講座を実施し、啓発活動に努めました。

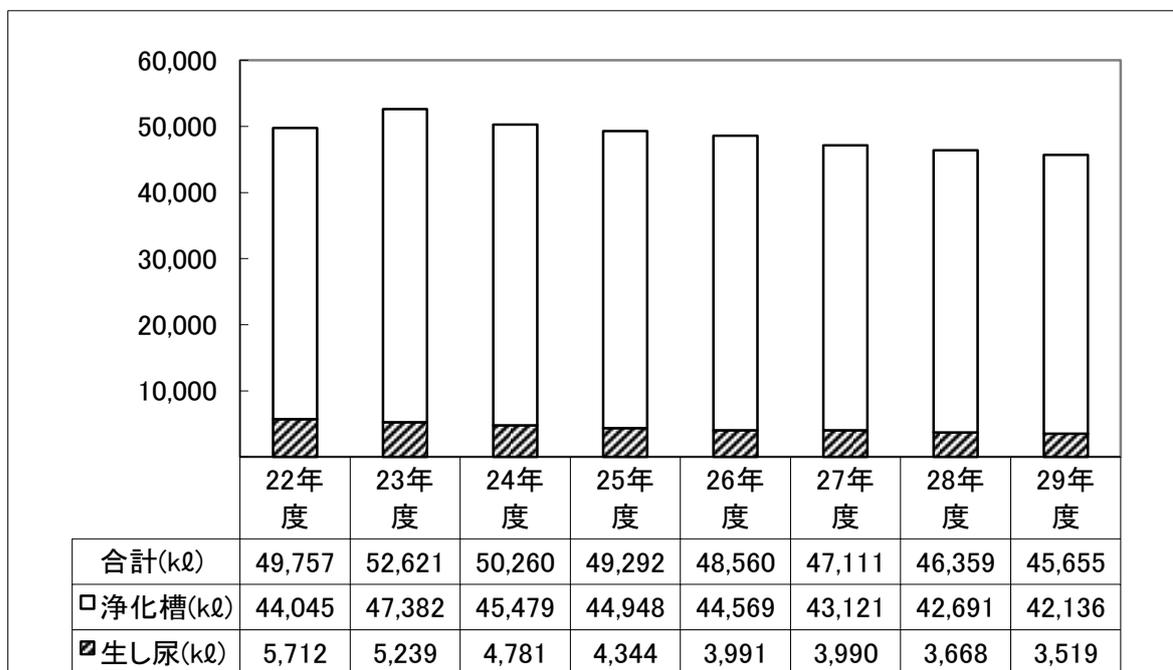
# 第3章 し尿処理

## 第1節 処理実績

し尿処理については、生し尿と浄化槽汚泥を対象としています。各務原地区についてはクリーンセンター、川島地区については岐阜羽島衛生施設組合で処理していましたが、平成23年4月より川島地区処理分についても、クリーンセンターで処理することとなりました。

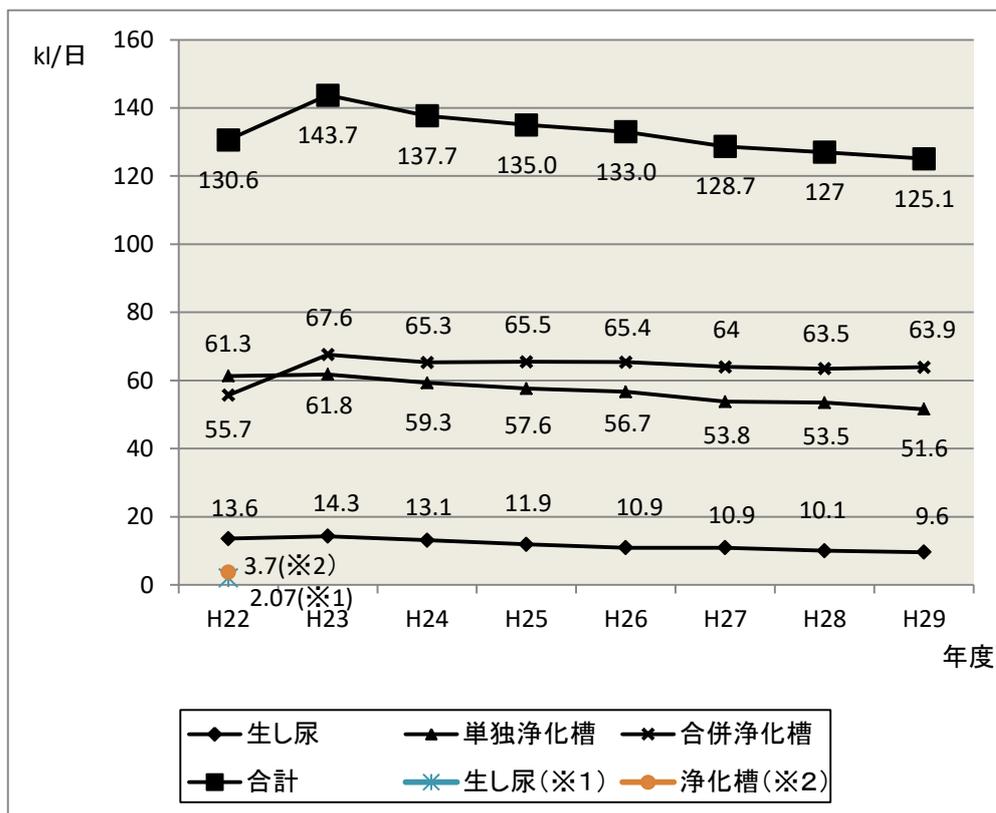
処理量については、毎年度横ばい状況でしたが、平成23年度は大規模浄化槽の廃止により増加しました。また、合併浄化槽の設置義務化に伴い、搬入される処理対象物の性状が大きく変化しています。その変化に対応し、また地域住民にも受け入れられる安全な施設として稼働できるように努めます。

表・図3-1-1 し尿処理量



※平成22年度の数值は、岐阜羽島衛生施設組合の処理分を合算

図 3-1-2 クリーンセンター年度別日処理量



※ (※1)・(※2)は、クリーンセンターではなく、岐阜羽島衛生施設組合で処理したものです。

※平成 23 年度からは川島地区処理量を合算しています

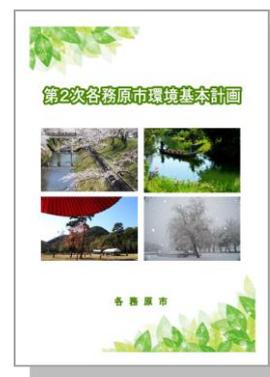
## 1. 第 2 次環境基本計画・第 3 次地球温暖化対策地域推進計画を策定！

現計画の計画期間の満了に伴い、第 2 次各務原市環境基本計画と第 3 次各務原市地球温暖化対策地域推進計画を策定しました。環境市民会議・市民アンケート調査・市民ワークショップ・パブリックコメントを通じて、市民・事業者の様々な声を反映させた計画が平成 30 年度からスタートします。

### 第 2 次環境基本計画

環境基本計画では、本市における環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための指針を定めています。計画の基本理念に基づき、市民・事業者・行政が協力し合って、各務原市の美しい環境を次世代へ伝えていきます。

- ・ 計画期間：2018（平成 30）年度から 2027 年度
- ・ 基本理念：みんなで未来につなげる美しい各務原



### 第 3 次地球温暖化対策地域推進計画

地球温暖化対策地域推進計画では、現代の重要課題である地球温暖化防止に向けて、各務原市が実行すべき事項を定めています。これまで第 2 次計画で実施してきたエコライフの推進やごみの発生抑制、事業所の環境対策などの取組を引き継ぎ、温室効果ガスの削減に取り組んでいきます。

- ・ 計画期間：2018（平成 30）年度から 2030 年度
- ※5 年後に見直し検討



計画に市民や事業者の生の声を反映させることを目的に、市民ワークショップを開催しました。

ワークショップでは、グループごとに分かれ、和気あいあいとした雰囲気の中で、環境に関する市民・事業者等の役割（できること）について意見交換しました。



## 2.親子環境教室を開催！

次世代を担う子どもたちや、保護者に環境に対し、興味をもってもらう機会を増やすことにより、家庭における環境保全の意識向上を図るため「親子環境教室」が6月24日（土）に産業文化センターで開催されました。

### 第1部 親子環境教室

第1部では、「ソーラーカー」「竹とんぼ」「光のプリズム工作」「ソーラーフロッグ」の4教室を開催し、地球温暖化防止活動推進員などの講師から、各教室にちなんだ環境問題（地球温暖化、リサイクル、自然保護）についての説明を受けた後、親子が一緒になって工作に取り組みました。（写真はソーラーカー教室）



### 第2部 環境講演会



第2部では、環境講演会として、あすかホールで、テレビ等でおなじみのらんま先生を講師に、「らんま先生の eco 実験パフォーマンス」を開催しました。

サイエンスマジック、ジャグリング手品などを織り交ぜた実験パフォーマンスは、会場が一体となって盛り上がり、子どもたちのみならず、保護者の方たちも楽しく環境問題について学ぶことができる講演でした。

講演会が終わった後、子どもたちへ講演会で実験に使ったものと同じ風船のプレゼントがありました。

第1部、第2部ともに、多くの親子に参加いただき、楽しく環境について学んでいただくことができました。



# 全体評価（主要施策の実施状況と評価）

自然と共生するまちづくり																																								
落ち葉や剪定枝を緑ごみとして有効活用																																								
目的	一般家庭や市民清掃から出る緑ごみについては、バイオマス燃料化等、公共緑ごみについては堆肥化することにより二酸化炭素排出量を削減する。																																							
事業内容	<p>□家庭緑ごみ等</p> <p>・拠点回収</p> <p>家庭から発生する樹木の枝などを毎月市内 17 ヶ所の回収拠点で受け入れを行い、再資源化施設へ搬入した。計 319 t を回収した。</p> <p>回収拠点での回収量及び利用者数の推移</p> <table border="1"> <caption>回収拠点での回収量及び利用者数の推移</caption> <thead> <tr> <th>月</th> <th>回収量(t)</th> <th>拠点利用者数(人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>4月</td><td>18</td><td>500</td></tr> <tr><td>5月</td><td>35</td><td>700</td></tr> <tr><td>6月</td><td>25</td><td>600</td></tr> <tr><td>7月</td><td>22</td><td>1000</td></tr> <tr><td>8月</td><td>21</td><td>700</td></tr> <tr><td>9月</td><td>37</td><td>650</td></tr> <tr><td>10月</td><td>38</td><td>700</td></tr> <tr><td>11月</td><td>45</td><td>700</td></tr> <tr><td>12月</td><td>34</td><td>650</td></tr> <tr><td>1月</td><td>18</td><td>500</td></tr> <tr><td>2月</td><td>17</td><td>750</td></tr> <tr><td>3月</td><td>10</td><td>550</td></tr> </tbody> </table> <p>■回収量(t)    —●— 拠点利用者数(人)</p>	月	回収量(t)	拠点利用者数(人)	4月	18	500	5月	35	700	6月	25	600	7月	22	1000	8月	21	700	9月	37	650	10月	38	700	11月	45	700	12月	34	650	1月	18	500	2月	17	750	3月	10	550
	月	回収量(t)	拠点利用者数(人)																																					
4月	18	500																																						
5月	35	700																																						
6月	25	600																																						
7月	22	1000																																						
8月	21	700																																						
9月	37	650																																						
10月	38	700																																						
11月	45	700																																						
12月	34	650																																						
1月	18	500																																						
2月	17	750																																						
3月	10	550																																						
<p>・その他回収</p> <p>北清掃センター持込み 655 t、自治会主催の拠点 13 t、市民清掃 203 t、市施設 490 t、事業系 1,292 t の回収を行った。</p> <p>家庭系緑ごみ等を計 2,973 t バイオマス燃料としてリサイクルした。</p> <p>□公共緑ごみ</p> <p>・公園・道路等から発生する剪定枝・刈草・落葉等の緑ごみを堆肥化し、市民への配布・ボランティア活動への提供・公共工事への使用などにより資源として有効活用した。年度内作成量は 234 t。</p> <p>堆肥を配布する様子</p>																																								
評価	市内で発生した緑ごみをバイオマス燃料や堆肥として 3,207 t を資源化することができた。今後も引き続き事業を推進する。																																							

資源を大切に暮らすまちづくり

古紙回収拠点の拡大と実施日時の情報提供

目的 ごみの減量化、リサイクルの推進による持続可能な循環型都市づくりを推進するため、古紙、雑がみ等の回収を積極的に推進する。

□資源集団回収の奨励

平成2年度から奨励金制度を開始し、平成29年度は1kgあたり4円の奨励をした。登録団体104団体、2,459tの古紙を回収した。

資源集団回収の様子

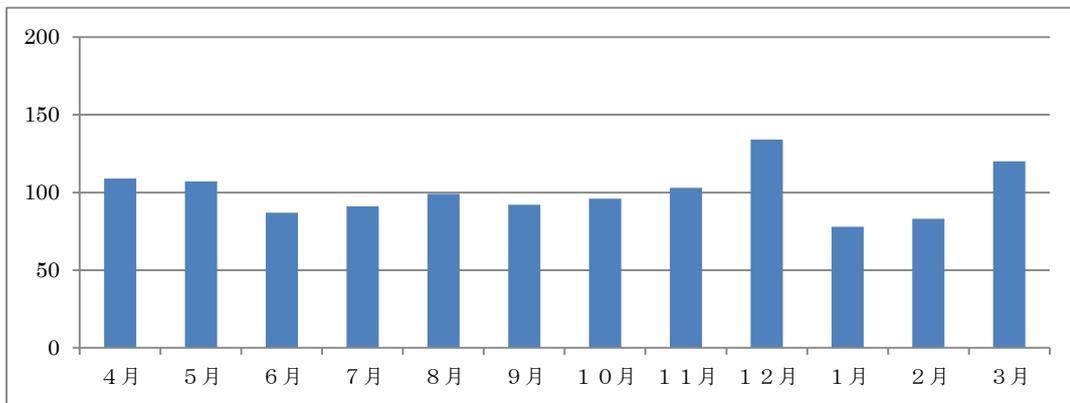


□古紙拠点回収の推進

公共施設21箇所、協力団体7箇所、協力店8箇所、回収業者3箇所、計39箇所の古紙回収ステーションで実施し、1,197tの古紙を回収した。

古紙類拠点回収量の推移

t(ト)



□行政回収

川島地区で年10回古紙類の行政回収を行い、62tの古紙を回収した。

評価

古紙回収量は、平成28年度と比較して4,223t→3,718tとなった。回収量は減っているが、ごみ量は増えていないことから、民間の古紙回収拠点へ持ち込まれていると思われる。

資源を大切に暮らすまちづくり

不用家具リユース事業の開催・情報提供

<p>目的</p>	<p>各務原市北清掃センターに搬入された不用家具等で、まだ使用できる物品を再生し、市民へ安価で提供することにより、物の大切さを知っていただく。そして、ごみの減量を図る</p>
<p>事業内容</p>	<p>□各務原市北清掃センターにおいて搬入された家具類のうち、程度の良い家具類をシルバー人材センターにて修理し、展示販売する。</p> <p>□事業の流れ</p> <p>再生可能家具を北清掃センターで選定</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>毎月 1 日にシルバー人材センターのホームページに販売家具の掲載</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>毎月第 2 週の月～水で展示（各務野：市民公園内休憩所等）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>毎月 20 日までに購入申し込み（シルバー人材センター）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>毎月 21 日に購入者決定（希望者多数の場合抽選）</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>商品の受け渡し（購入者決定翌日から 3 日間内）</p> <p>・実績値 100 件</p> <p>・販売品の例（入札品含む）</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;">    </div> <p>ウットベンチ（500 円～）    キャビネットセット（500 円～）    藤の整理棚（300 円～）</p>
<p>評価</p>	<p>通常なら廃棄される不用品を再生し、市民の方に使用していただく事でごみの減量化、3Rにも含まれるリユース事業として一定の効果があり、今後も事業を継続していく。</p>